

## ドイツ連邦共和国と日本国 —両者の「戦後」を考える—

水見 潔

2013年12月20日、私は当時の勤務先であった鈴鹿国際大学の研究会 SIUDAC で、「戦後ドイツ — 連邦共和国の基本法と国防 — 」と題する講演を行なった。同講演には、私の定年退職記念授業の意味をも持たせようということだったので、私の担当していた授業「ヨーロッパの中のドイツ」の1回をそれに当てることにして、一連の授業の中で最重要問題点を取り扱う予定になっていた、この日の時間を選んだものである。

「最重要問題点」というわけは、ドイツを語る上で、第二次世界大戦での敗戦とそこからの最出発の様子を考察することが何より大切であると思っているからにはほかならないが、実は当時、私の心の中にはすでに、退職後は日本の敗戦・戦後のことをしっかり勉強してみたいという気持ちが強く、その課題に取り組む準備のために、必要な比較対照資料を確保しておきたい、という希望があった。そこで講演当日には、同僚で国際政治、安全保障問題の専門家である中野潤三先生をお煩わせしてコメントをいただいたのであるが、それは私にとって、たいへん有難いことであった。

あれからもう、2年以上が経過した。その間予定通りに勉強を進めたとは、とても言えないが、それでも常にドイツとの比較を念頭において、日本の戦後について懸命に考え続けることによって、今まで分かっていなかったことが分かるようになって、自分なりに成果を上げることができたように思う。それをいったんここでまとめておくことは、自分にとって必ずしも無意味ではないだろう。そう考えて、今ここに、あの時用意した講演草稿に若干の加筆修正したものを基礎に、その後の比較考察によって日本の場合について考えてみて分かったことを、随所に挿入する形で書き込んで、現時点での勉強成果の発表としたい。そういう意図に合わせて、冒頭の表題も「ドイツ連邦共和国と日本国—両者の「戦後」を考える—」と付け変えた。ひとえに、ご叱正を仰ぐという気持ちである。

ドイツ分割占領



ベルリン分割占領



## 目次

### I 連合国による戦後処理

- (1) 四国による占領体制 ……3
- 日本の話 1 ……3
- (2) ポツダム会談 ……5
- (3) ニュルンベルク裁判 ……6
- 日本の話 2 ……7

### II 占領下からの再出発

- (1) 占領 4 国間の分裂 ……11
- (2) 州の設置と政党の結成 ……11
- (3) 経済復興の開始 ……12
- (4) ベルリン危機 ……13

### III 東西分裂国家

- (1) ドイツ連邦共和国の誕生 ……14
- (2) ドイツ民主共和国の誕生 ……15
- 日本の話 3 ……16

### IV 西ドイツ再軍備と主権回復

- (1) 軍備なき国家? ……19
- (2) 東西対立の激化の中で ……20
- (3) 2つの「ドイツ国家」の現実 ……21
- 日本の話 4 ……22

#### [付録]

- ◆ドイツ連邦共和国基本法より ……39
- ◆ドイツ関係年表 ……43

## I 連合国による戦後処理

### (1) 四国による占領体制

ドイツの降伏は世界史上に前例のない厳しい形態の「無条件降伏」となった。1945年5月23日、イギリス軍によって、デーニッツと彼のフレンスブルク臨時政府の閣僚全員が逮捕された。6月5日、米英仏ソの4カ国政府によって、ドイツ最高権力（主権）の継受が宣言された。そしてベルリンに「ドイツ管理理事会 Germany Governing Council」が設置された。つまりドイツは4国の直接占領統治下に置かれることになったわけで、ドイツ人による国家主権は、この時点で消失したのである。

大戦中からすでに、1943年11月28日～12月1日にテヘランで、1945年2月4日～同11日にヤルタで、米英ソの首脳は会談していた。そこでの申し合わせによれば、1937年末つまりオーストリア併合以前の領土状態のドイツに、4国それぞれの占領地帯が設置される、そしてベルリンはまた別に、4国の軍隊によって分割占領されることになっていた。

米英軍はアイゼンハワーの方針によって、ベルリン攻略をソ連軍にまかせておいて、ドイツ東南部に攻め込んだので、ザクセン、テューリンゲンまで進出していたが、申し合わせによる自国占領地帯まで兵を引いた。その代わりに、ソ連軍の単独占領下にあったベルリンに米英仏の軍隊が進入した。

\*国家主権の喪失：日本は同年7月27日に連合国（米英中）によって発せられた「ポツダム宣言」を8月15日に受諾、9月2日に連合国に対する降伏文書に調印した。つまりその時点でドイツと同様の立場になった。しかし、そこからの「主権の回復」の経過において両国には違いが生じてくる。

自分はもう日本の戦後を考えるための準備をしているのだ、と内心思っていたものだから、迂闊にもつい上記のように口走ってしまった。まことにお粗末な、認識不足というか無知を曝け出してしまったのだ、ということに気づいたのは少し後になってのことであった。ひとり赤面してみたものの、当日ご来聴いただいた方々には、取り返しのつかぬ申し訳ないことをしてしまったようなわけで、今となってはお詫びのしようもない。「日本もドイツと同様の立場」——私はいったいなぜこんな思い込みにとりつかれてしまっていたのか、と自問し反省してみると、それは学校でそう教えられて、それを鵜呑みにしていたからだ、と白状せざるを得ない。「日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏した」と教えられて、試験に出そうな箇所だからというので、一所懸命に暗記しようとした。そんな青少年期を過ごした私であってみれば、ごく当たり前、日本もドイツと同様、無条件降伏という立場に置かれたと、あそこで気を利かしたつもりで口に出してしまったのだ。ほんとうに恥ずかしいことであったが、自分自身の意識を呪縛している或る巨大な力に、はっきり気づかされたような思いでもあった。その呪縛から、死ぬまでには何とか解き放たれたいものだと思った。

ドイツと違って、日本は「無条件降伏」ではない。そのことは、形の上からいってはっきりしている。ポツダム宣言自体が停戦の「条件」を示しているのだから、それを受諾したということは、条件を受け入れての「降伏」あるいはより正確には「停戦」であることになる。ポツダム宣言の結びに「無条件降伏 unconditional surrender」を要求しているのではないかといわれても、それはあくまで軍隊に

無条件降伏を指図するように日本政府に対する呼びかけが行われているのである。およそ近代国家の戦争の結末として、国家自体の「無条件降伏」など、普通には考えられない。ただドイツの場合には、ここに見られるとおおり、「ナチス・ドイツ」が一挙に完全壊滅に追い込まれたことによって、ほんとうに例外的なことが起こったのであった。日本の置かれていた状況は、それとは全く違っていた。繰り返していうが、ポツダム宣言は国に宛てられたものとしては、あくまで停戦条件の提示である。日本政府もちろんそのように受け止めたので、受諾に先立って、自分の側からも「条件」をつけることを怠ってはいなかった。天皇の統治権存続の保証つまり「国体護持」という条件であった。中立国経由でアメリカ政府宛てに送られたこの条件に対して、国務長官バーンズの回答（8月12日）には：

降伏の時点より、天皇および日本政府の国家統治の權威は連合軍最高司令官の従属下におかれる

From the moment of surrender the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers

とあり、続けて天皇は最高司令官の行う占領事務の執行に忠実に協力せねばならぬことが語られた後、結びの方では：

日本の統治の形態は、最終的には、ポツダム宣言のとおり、日本人民の自由に表現された意思によって決められる

The ultimate form of Government of Japan shall in accordance with the Potsdam Declaration be established by the freely expressed will of the Japanese people.

とされていた。”subject to”を陸軍省、外務省がそれぞれの意図から「隷属」、「制限下」と訳して対立したというが、状況からいって日本側の付度は何の意味も持ち得ない。つまりは普通の英語の意味で”subject to”と言われていたわけだ。それをもって日本側は「ポツダム宣言」を受諾するに至った。バーンズのこの文章から見る限り、将来的に人民投票による天皇制廃止という可能性は排除されていないものの、当座の占領下における裕仁天皇の延命と天皇位の維持とは認められた形であった。

だから、ドイツと日本との、置かれた状況の比較対照をまとめてみると、次のようになる。すなわち、上に「6月5日、米英仏ソの4カ国政府によって、ドイツ最高権力（主権）の継受が宣言された」と記したとおおり、国家としてのドイツについては、その時点で端的に「死亡宣告」がなされている。占領4国は、建て前としては、新しいドイツ国家が（自力で蘇生して）生まれてくるのを支援し手助けするという立場になった。他方日本は、生かされ続けていた。生かしておいて、存分に改造の手術を加えて、生まれ変わったことにされた。それはもっぱらアメリカが意図して行なったことである。事実、上記のバーンズ回答に記された通りの筋書きに従って、サンフランシスコ講和に至る6年間のアメリカによる占領行政は遂行された。

ダグラス・マッカーサーが連合軍最高司令官に任命されたのは1945年8月14日であり、以後、51年4月11日、サンフランシスコ講和条約の少し前に解任されるまで、彼は日本占領行政を執り行った。45年8月30日、厚木飛行場に降臨した彼は、日本人にとっては天皇を従属させる絶大なる権

力者に見えたに違いないが、あくまで現場指揮官なのであるから、本国政府との関係においては決してそんなに高い地位にあったはずがない。彼に権限を委ねるにあたって下知された内容は、すでにくっかの拘束的な課題を含んでいた。さらに日本の戦後処理に関する最高決定機関としては、連合諸国の代表によって構成される「極東委員会」がワシントンに設置されることになっていたので、現場指揮官である彼は、筋から言えばその監督下にあることになり、具体的に指令が来た時にはそれを拒絶することはできない。そういう、実はかなり制約された立場にある人物の差配によって「東京裁判」が行われ、「日本国憲法」特にその第9条が世に出ることになったのであるということ、私たちとしては、しっかり認識しておく必要があると思う。

ところで上述のように、日本の「降伏」は条件付きのものであってドイツの場合とは異なる、と言おうとすると、さっそくそれに反論して、「いやそんなことを言ってみても、当時の戦況を考えれば、日本は実際のところ限りなく無条件降伏に近い降伏をせざるを得なかったのであり、またマッカーサーによる占領行政もあくまで日本を無条件降伏者として扱うという仕方でも押し通されることによって結果を出したのである。今さらわれわれが条件付きだのドイツとの違いだのと理屈を捏ねてもはじまらない」と嘲る人がいるであろう。でも私の考えでは、これはこの人の認識不足である。日本の「条件付き無条件降伏」の変則性に対する認識が、アメリカ側において揺らぐはずはない。むしろそこから生ずる両義性こそが、マッカーサーを通しての占領政策にふんだんに利用されているのだ。つまり戦争犯罪者処罰にせよ憲法の改変にせよ、日本に対する「無条件降伏者」という扱いのもとに推し進める一方で、巧みにそれと使い分ける形で、日本の国家主権の存続を印象づけるように操作している。恩威並び行なったというところであろうか。そしてそれは絶妙の効果を上げた。そのため、完全に打ちのめされた無条件降伏者でありながら継続した主権国家の民であるとの、非常に珍しい屈折した意識が、そのまま尾を引くようにして、現在の日本人に重くのしかかっている。その点、廃墟からの再出発、あるいはむしろ灰燼の中からの生まれ変わりというイメージのもとに、スッキリした自己意識をもつことのできるドイツ人とは大違いである。だから、いやしくもドイツとの比較対照によって日本の戦後についての認識を——ある人々の好んで用いる表現によれば「反省」を——深めたいと思うのなら、まず出発点における両者の決定的な違いを念頭に置いて、次の歩みの諸段階における両者の姿の詳細な比較を試みるのではなくてはならないであろう。

以下においては、そういう観点から、国際軍事裁判（ニュルンベルク、東京）、憲法（あるいは基本法）制定、国防（再軍備あるいは軍備の剥奪）の三段階について、ドイツとの比較において日本の場合を考察してみたい。

## (2) ポツダム会談

1945年7月17日から8月2日まで、ベルリン郊外のポツダムで米英ソ・三国首脳によって会談が行われた。ここでは、テヘラン、ヤルタでの会談内容を踏まえて、連合国によるドイツ占領政策の具体化が図られるはずであった。しかし、この時点で、もう4国の占領政策が実際に進行しており、特にソ連の占領によって、東部の国境線はすでに申し合わせとは大きく異なるものになりつつあった。

ソ連軍は占領地域のドイツ人に対して復讐の意図を込めて恐ろしい残虐行為を働き、東プロイセンおよびオーデル・ナイセ以東地域からのドイツ人の追放を進めていたので、すでに大量の難民が発生していた。そんな状況下で、「1937年末の領土状態のドイツを占領の対象とする」という申し合わせは実行不可能になっていた。結局、ソ連の占領政策の進行を追認する形で、下記のとおり申し合わせの「変更」が行われざるを得なかったのである：

東プロイセン北半分： 対ドイツ講和条約の締結までソ連の管理下におかれる（結局はソ連に譲渡された）。

ドイツ・ポーランド国境： その確定は将来の対ドイツ講和条約締結時となるが、それまでは東プロイセン南半分とオーデル・ナイセ川以東はポーランドの管理下に置かれる（ソ連の占領地域ではない）。

こうして、ポツダム会談の結果、4国占領下に置かれるドイツは357,000 km<sup>2</sup>となった。それは37年末のドイツ領のほぼ75%の広さでしかない。ビスマルクの統一時に比べれば約5分の3であった。このように領域を限られた結果、戦後のドイツ、特に西側3国の占領下から「西ドイツ」となった地域に、1950年までに、旧東部ドイツ（=オーデル・ナイセ以東、東プロイセン）および東欧諸国から難民（=故郷追放民 Heimatvertriebene）約800万人が流入することになる。50年代の西ドイツは、経済復興の力によって、それらの人々を社会的に統合することに力を注いだので、政治的に過激な勢力を作り出さないうですんだのである。

\* 実はこのときポーランドも、すでにソ連によって領土を奪われていた。すなわちソ連は、1939年西からのドイツの侵入に合わせるように、東からポーランド領に侵入し、「分割」を行なって、ポーランド領土の40%以上を占領した。ソ連はそれを返すつもりはまったくない。ポーランドはもうこれを諦めざるを得ない状況になっていた。したがって、ソ連の「提案」に従って、ドイツから「獲得」できる見込みの102,800km<sup>2</sup>を是非とも確保し、東方での損失を埋め合わせたかった。つまりポーランドは、自らの領土が全体として西に移動するというのを、認めざるを得なかったのである。

### (3) ニュルンベルク裁判

ポツダム会談に続く、8月8日、ロンドンで米英ソ仏・四国の協定が結ばれ、枢軸諸国の戦争犯罪者を裁く国際法廷の設置が約束された。それに基づいて、各種戦争犯罪人の裁判が行われる。特に重要とみられた24名の重要戦犯に対する連合国際軍事法廷は、ナチスが毎年党大会を開いていたニュルンベルクを場所として、45年11月20日に開始され、46年10月1日に判決を言い渡して終わった。

ロンドン協定における国際軍事法廷規約（Statut, charter）の第6条には、軍事法廷が枢軸国側の人間による（a）平和に対する犯罪、（b）戦争法規および戦時慣行に対する違反、（c）人道に対する犯罪を裁く権限を持つとされている。ニュルンベルクの法廷はそれに基づいて、24名それぞれの有罪無罪および量刑を問うた。また、犯罪性を疑われる組織が起訴され、そのうちナチス指導部、親衛隊（SS）、秘密国家警察（ゲシュタポ）保安警察（SD）が「犯罪組織」と宣告された。突撃隊（SA）も起訴されたが、1939年

以降において組織的に犯罪行為に参加していないとして宣告を免れた。さらにドイツ政府中枢部、ドイツ国防軍参謀本部・最高司令部も起訴を受けたのであるが、弁護の効果もあって「犯罪組織」と宣告されずにすんだ。それはドイツ国家の将来にとって、たいへん大きな意味を持っていた。この結果を受けてさっそく、「国防軍潔白 saubere Wehrmacht」とさかんに唱えられるようになったのである。

ナチスの犯罪に対する裁きが必要なものであったということは、今日認められているとおりであるが、ニュルンベルク裁判といえども、基本的には戦勝国による敗戦国に対する「懲罰」という性格をもっていた。だから、連合国側の犯罪、すなわち英米軍によるハンブルク・ドレスデン等ドイツ本土の大量無差別爆撃、ソ連軍の占領地域における残虐行為、フランスで起こったとされるアメリカ軍によるドイツ人捕虜虐待などは対象とならなかった。また「平和に対する罪」は「侵略戦争」を企画して行ったとされる枢軸側つまりナチス・ドイツの指導者にのみ適用され、ソ連の指導者によるフィンランド侵略、独ソ不可侵条約の秘密協定を利してのポーランド東部占領・バルト三国併合は決して裁きの対象になることはなかった。

アドルフ・ヒトラー、ヨーゼフ・ゲッベルス（宣伝相）、ハインリヒ・ヒムラー（親衛隊長官）はすでに自殺していたので、重要戦犯として裁きの対象にされ、刑の宣告を受けたのは次の人々である：

ヘルマン・ゲーリング（国家元帥）、ヨアヒム・フォン・リッペントロップ（外相）、マルティン・ボルマン（後継ナチス党首＝ただし実際には逃亡中に死亡していたことが後に判明）、アルフレート・ローゼンベルク（東方占領地域相）、アルフレート・ヨードル（国防軍最高司令部作戦部長）、ヴィルヘルム・カイテル（国防軍最高司令部総長）ら 12 人に絞首刑、総統代理ルドルフ・ヘスには終身刑、後継元首だったカール・デーニッツには 10 年の禁固刑が言い渡された。ロベルト・ライ（労働戦線指導者）は判決前に自殺。また、ゲーリングは執行前日に看守の目を盗んで服毒自殺。

いわゆる 極東国際軍事裁判つまり「東京裁判」は、マッカーサーに課せられた課題の一つとして、ニュルンベルク裁判に倣って、というより強引にそれに対応させる仕方で行われた。したがってその成立根拠の源泉は、ロンドン協定における国際軍事裁判規約に求められた。しかしロンドン協定は米英仏ソ 4 カ国によって締結されたもの（あとで連合十数カ国も参加）であり、規約はあくまで「ヨーロッパの枢軸国」の人間による戦争犯罪を対象としている。だから「東京裁判」のための規約 charter（日本人はこれをわざわざ「憲章」と訳すのを習慣としている）はあらためて作られねばならなかった。マッカーサーの参謀本部で急遽拵えて、1946 年 1 月 19 日に公布されている。チャーターの第 5 条には、ロンドン規約第 6 条に、軍事法廷は枢軸国側の人間による (a)平和に対する犯罪、(b)戦争法規および戦時慣行に対する違反、(c)人道に対する犯罪を裁く権限を持つ、とされているのに対応して、(イ) 平和に対する犯罪、(ロ) 戦争犯罪 (ハ) 人道に対する犯罪、が挙げられた。この (イ) (ロ) (ハ) が、英語の A、B、C にあたるものであることはいうまでもない。ただし、それらを「級」と訳すのは、あるいはそういうものだと思ひ込むのは、不適當なようである。

ニュルンベルク裁判で判事席および検事席に座ったのは英米仏ソの人間である。被告席についたのは当地で毎年党大会を行っていた「ナチス」集団の者たちである。ドイツ国家そのものではない。「ナチス」の支配していたドイツは壊滅して、今はドイツ人の国家主権も存在しない。ドイツの国家機構を占拠して悪事を働いていた「ナチス」が裁かれるのである。ヒトラーの全権掌握以来 12 年間にわた

った悪夢から解放されて、悪の残滓を洗い浄めた国家機構を再び手にすれば、ドイツ人は立派に立ち直れる——そういう方向性がそこにはもう見えていたのである。

「東京裁判」では、マッカーサーは、米英仏ソ以外に日本の侵略戦争によって被害を受けたとされる中華民国・オランダ・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・フィリピン・インドからも、それぞれ推薦された者を判事や検事として任命した。そしてその集団でもって敗戦国日本を断罪しようとした。そこで当然日本の側からは、それは「条件付きの」敗戦であったはず、との主張が持ち出されてくる。清瀬一郎弁護人が論じたとおり、日本がこの裁判を受けねばならないことの根拠は、ポツダム宣言に「我らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加えられるべし **stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners** 」とあるのを受諾したということに求められる。だとすれば、「戦争犯罪人」とは、ポツダム宣言受諾の時点で戦勝側および日本が認識していた「戦争犯罪」をなした者である。それはつまり「戦争法規および戦時慣行に対する違反」を犯した者に限られる、ということである。「A級戦犯」たちに対する起訴理由は成立しない——これは正論であるが、連合軍最高司令官の背後的権威に訴えることにより抑えられた。「法廷」は日本を「無条件降伏者」と扱うことで押し通したのである。だがその一方において、開廷期間を通じて、日本の国家主権の存続という印象を決して決して損なうことのないようにとの配慮が働いていた。それは、目の前に今も存在する、この国家が一貫して行なってきた侵略戦争を、この「法廷」は裁くのである、という見せかけを作り上げるためである。日本国家は現に存続している、天皇が在位し続け、政府が活動し、議会が開催されている、そのすぐ傍に拵えた急造芝居小屋で、当の国家を極悪の犯罪者に仕立てる断罪劇を演じて、見せしめにしなくてはならない、というわけであった。裕仁天皇の在位存続ということは、そういう見せしめの効果を上げるためにも大きな意味を持っていたに違いない。「A級戦犯」の起訴は1946年4月29日、7名の死刑執行は1948年12月23日となったわけだが、それが偶然の結果などであろうはずがないのは、12歳の子供にでも見抜ける。そこでこれを「戦争犯罪刷り込みプログラム War Guilt Information Program」の一環であったと推測する人々もいるそうだが、私は、もっと単純に、マッカーサー司令部を通した征服者の底知れぬ悪意をそこに見取って、心底から震え上がる思いをしている。

ところで、ニュルンベルク裁判の成立根拠の最も直接的なものは、ロンドン協定における国際軍事法廷規約(Statut, charter)の第6条である。したがって被告に対する罪名としては「平和に対する犯罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」の3種類が用意されているはずと思われるところだが、実際にはそれらに加えてもう一つ「共同計画すなわち謀略」(簡略化して「共同謀議」と表現される)という罪名が用意されていて、しかもそれは被告24名全員に共通の罪状として宛てられている。この罪名は、規約に記された「平和に対する犯罪」をいわば特化したものであって、被告らは国政の方針を定める重要な地位にあったとみられるところから、一連の侵略戦争の企画から実行に深く関与していて、平和を乱すことにおいて特に重大な犯罪をなした、と主張するものにほかならない。つまり24名の者は、ヒトラーの心の中に抱かれ、一部は既に達成されていた世界征服計画(独裁体制による国内革命の達成→ヴェルサイユ体制打破・フランス打倒→東方領土獲得・ソ連打倒→英国打倒・制海権奪取→米国打倒・世界制覇)の実行に常に共同して謀議し参与していた首脳陣とみなされたからこそ、この法廷に告発されたということである。そのようにして規約における「平和に対する犯罪」の重点は「共同謀議」の方に移され、罪名としての「平和に対する犯罪」は上記内容の「共同謀議」に直接関わる以



外の戦争を行った行為に対して適用されるという変更が起こっていた。

「東京裁判」はこの点でもニュルンベルク裁判の成果を吸収しようとしていた。マッカーサー参謀部によって作成された「規約 Charter」第5条の（イ）では、「平和に対する罪」を「即ち、宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争、若ハ国際法、条約、協定又ハ誓約ニ違反セル戦争ノ計画、準備、開始、又ハ遂行、若ハ右諸行為ノ何レカヲ達成スル為メノ共通ノ計画又ハ共同謀議ヘノ参加」（下線は引用者）と定義している。だから出廷した容疑者たちには、皆「共同謀議」の嫌疑がかけられていた。戦勝国がわざわざ東京で「裁判」を開く意図は、国家の枢要な地位にあって一連の侵略戦争の共通の計画および共同謀議に参画していた重大犯罪人たちを処罰する、ということにある。。戦勝国としては、彼らをそういうふうには扱わないことには、東京で開廷する意味がない、日本を侵略国家として世界に印象づけるという必須の目的が達成されない、と考えたのである。

ドイツに関しては、ヒトラーの脳内にあったとされる構想を基にすれば、「世界征服計画」の進行の様子を浮び上がらせることは容易であるし、ナチス集団の持つ強い統合力からいって、枢要な人物の「共同謀議」参加をあぶりだすことも容易である、と戦勝国は考えることができたであろう。しかし日本に対して、一貫した「世界征服計画」の存在およびそれに参与した枢要人物の「共同謀議」を立証することがそんなに簡単だったとは思えない。いや、そもそも「世界征服計画」も「共同謀議」も存在しなかったのである。戦勝国は無理やりのゴリ押しで、そういうものを創作した。彼らは無から有を創り出したのだ。検事側に立つ国すべての要求を満たそうと思えば、少なくとも「満州事変」まで遡ることが必要と考えられた。その時点から敗戦までの十数年間に、総理大臣が十数人も交代していたのであるが、そんな事実は完全に無視して、「共同謀議」による「世界征服計画」の一貫した進展というストーリーを拵え上げ、その各段階に被告人たちを割り振った。

そこで実際上は、各戦争段階に対応させる形で、55項目にもわたる訴因が用意され、被告人ひとりひとりについて、そのうちのどれとどれに該当するかが検討された。「55」はあまりにも多い数であったので、統廃合されて、判決時には下記の10項目となっていた：

訴因 1： 1928年から1945年に於ける侵略戦争に対する共通の計画謀議

訴因 27： 満州事変以後の対中華民国への不当な戦争

訴因 29： 米国に対する侵略戦争

訴因 31： 英国に対する侵略戦争

訴因 32： オランダに対する侵略戦争

訴因 33： 北部仏印進駐以後におけるフランス侵略戦争

訴因 35： ソ連に対する張鼓峰事件の遂行

訴因 36： ソ連及びモンゴルに対するノモンハン事件の遂行

訴因 54： 1941年12月7日～1945年9月2日の間における違反行為の遂行命令・援護・許可による戦争法規違反

訴因 55： 1941年12月7日～1945年9月2日の間における捕虜及び一般人に対する条約遵守の責任無視による戦争法規違反

訴因が細分化されねばならなかったということが、すでに一貫した「共同謀議」の立証の難しいこ

とを示しているように見えるが、それでも訴因1は強いて維持されたもののようである。判決を言い渡された25名中、23名は訴因1について有罪とされている。その一方で注目すべきことに、松井石根はただ1項目、訴因55についてのみ有罪で、死刑判決を受けている。訴因55は、同54とともに、明らかにA号ではなく、B号に対応している。つまり松井を「A級戦犯」とみなすのは、そのことだけからしても間違っている。

今日、この国の者たちは、決まり文句であるかのように「A級戦犯7名の処刑」といい、「A級戦犯全員の合祀」という。そしてその「合祀」が世界の国々にどれほどの不安と不快とを与えているか、ということを繰り返し声高に言い立てて、「反省していない日本人」を糾弾するのに余念がないように見える。そういう様子に苛立ちを覚える人は、たまりかねたように「A級とは罪の重さを表わす概念ではない」という指摘を挟んだりする。その気持ちはよくわかるが、しかし、このように言ってみても、なんの効果も上がらないであろう。戦勝国側の意図が、「A」号という分類のもとに、日本の国家的犯罪の中枢をなした人物たちを裁こうとするところにあつたのは、明確だ。彼らはやはり一貫して「A」号犯罪人を重犯者として扱っていた。それは事実としてどうしようもないこととして、私たちにとって許しがたいのは、日本のメディアが戦勝国のそうした意図にまるで迎合するかのように「A級」という呼称を普及させたことである。「A級」「B級」「C級」と聞けば、誰だって段階区分を標示するものだと思ってしまう。何のことはない、それでもって戦勝国の思惑通りに、日本人たちは「A級戦犯」を一番重罪の段階の人たちだと思い込み、死刑判決を受けた7名については、いわば判決結果から逆算するようにして「死刑になったのだから、A級のうちでも特に重い罪を犯した者たちであろう」と、妙な納得の仕方をしている。でももちろん、上に述べたことから明らかなおおりに、「A級戦犯7名の死刑判決・処刑」という言い方はまったく正しくない。正確には、「A号およびB号に当たるとされた6名とB号のみに当たるとされた1名とが、死刑判決を受け処刑された」と言わなくてはならない。

もちろん私たちは、7名の人々の名誉回復に努めなくてはならない。そのためにはいわゆる「共同謀議」や「平和に対する犯罪」で裁いたことの不当性を論証しなくてはならないし、また例えば松井石根のためには、いわゆる「南京大虐殺」がどのような実態であったのか、松井は事件とどのような関係にあり、どれだけ制止する可能性があつたのか、といった個別的な実情の究明が必要である。でもそういうことがしっかりできるための前提として、私たちはまずもって、A級戦犯は重罪人であるとか、東條英機はヒトラーに対応する、といった、メディアと学校教師による刷り込みの呪縛から、解き放たれる必要があると思われる。

しかし「東京裁判」は、実態において集団リンチ以外の何ものでもなかったとはいえ、それでもとにかく「裁判」という形をとったことによって、後々に貴重なものをいくつも残してくれたといえる。清瀬一郎ら弁護団は明快な論旨で被告人らの弁護に努めた。特にまた米国から来た弁護団が立派な態度で、公正を重んじるアメリカ人の良心を見事に証明してくれた。そうした法廷の様相を伝える映像は、後になって公開された。また弁護側の提出した資料の多くは、法廷では採用されなかったが、それらは小堀桂一郎氏らの努力によって編集・公開されるに至った。そして何よりも意義深かったものは、インドから派遣されたラダビノード・パル判事の判決文である。フランスからのアンリ・ベルナール、オランダからのベルト・レーリンクも公正な考察に基づく意見書を出した。さらにまた、判決に際して独自の意見書を出すことを認めたということにおいて、首席判事ウィリアム・ウェブも立派であったし、彼自身の「少数意見」も、この「法廷」の正当性をあくまで信じ、天皇制国家による侵

略断罪を使命と心得る人の言として、考察に値するものであるには違いないと思う。「東京裁判」は私たちにとって、実に多くの勉強材料を含んでいるのである。

## II 占領下からの再出発

### (1) 占領 4 国間の分裂

ドイツ管理理事会を構成する 4 国相互間の分裂は、すぐに起こった。ソ連は、占領地域に自らの衛星国を作り出す作業を急速に進めつつあった。大資本家や地主の追放によって「非ナチ化」をいち早く完了すると、社会主義政権による統治体制を確立しようとしていた。賠償問題に関しても、戦争被害の大きかったソ連は、莫大な賠償額を要求した。ポツダム会談でソ連の出した要求額は約 100 億ドルであった。それを満たすために、ソ連はソ連占領地帯で解体される産業施設をすべて受領するほか、西側占領地帯で解体される産業施設の 4 分の 1 をも受領することを主張したが、それでもまだ足りないために、将来にわたってドイツの工業生産から賠償分を取り立てることを主張した。

これに対し米英側は、ドイツの産業施設を解体して生産能力を落としてしまうよりも、産業を再稼働させて生産力を高めさせるほうが得策とみて、ソ連の政策とはっきり対立した。46 年 5 月には、アメリカは自国占領地帯からのソ連への賠償物引渡しを停止し、英仏もこれに同調した。さらに同年 9 月 6 日には、米國務長官バーンズ James Francis Byrnes の演説で、ドイツ産業再建奨励の方針が明らかにされ、あわせて米英占領地域の経済的統合の計画が示された。当時においてドイツ人約 4,000 万を抱えていた、その地域の統合は、同年 12 月 2 日、協定の調印をもって実現された。

フランスは、ポツダム会談に招かれておらず、また歴史的にドイツとの間に領土的利害関係が強かったこともあって、独自の占領政策に走ろうとする傾向が強かったのであるが、ソ連の脅威を強く感じた米英がフランスを説得して引き込むよう努力したので、1949 年 4 月になってやっと経済統合に参加する。そしてこの 3 国占領地域からやがて「ドイツ連邦共和国」(=西ドイツ) が生まれることになる。

### (2) 州の設置と政党の結成

「非ナチ化 Entnazifizierung, Denazifizierung」を経て、民主的ドイツ人による主権国家をつくらせようというのが連合国の一貫した方針であった。各占領地域には、新たに「州 Land」という行政区画が設置され、まずこの州単位で、州議会の開催、州首相の選出というかたちで、ドイツ人による自治が認められることになる。

ソ連占領地域： テューリンゲン、ザクセン、ザクセン=アンハルト、ブランデンブルク、メクレンブルク

イギリス占領地域： シュレースヴィヒ=ホルシュタイン、ニーダーザクセン、ノルトライン=ヴェストファーレン、ハンブルク

アメリカ占領地域： ヘッセン、バイエルン、ヴェルテンベルク=バーデン (のちのバーデン=ヴェル

テンベルク)、ブレーメン

フランス占領地域：ラインラント＝プファルツ、バーデン、南ヴェルテンベルク＝ホーエンツォレルン（以上2州は、後にバーデン＝ヴェルテンベルクに吸収される）

ドイツ人の主権は占領4国にそっくり召し上げられた形になっているのだから、「州」の設置によってまず地方レベルでドイツ人自身による行政を再開させるというのは占領行政としてきわめて妥当な道であったといえるだろう。近代ドイツ国家はもともと圧倒的な大面積を占めるプロイセン王国に、まわりの王国・公国がくっついて集まる形でできたのであったが、そういう「寄り合い」の形は、第一次大戦後、各地域の王制が廃止されてドイツが全体として「共和国」になった後も、そのまま引き継がれていた。「ヴァイマル共和国」の中でも「プロイセン」が大きな力を持ち続けていたのである。ナチスはすでに1925年にドイツ全土にわたるその政党組織を33の「ガウ Gau（党管区）」に分けていた。一党独裁を確立してからはそれがそのまま行政区となり、ポーランド西部を支配した1941年の時点ではガウの数は43になっていた。それが敗戦に至るまでの経過であったが、今、占領4国によってあらためてドイツ全土が適切な規模の「州 Land」に区分されたわけである。これによって、近い将来に成立するドイツ国家の形態は州連合の「連邦共和国」となることが決定づけられた、ということになる。

また、ドイツに民主主義的諸政党を作り出すということは、ポツダム会談で合意されたのであるが、実はソ連占領地域では、それを待たずに6月10日、すでに最高司令官ジューコフ元帥の布告によって政党結成が認められ、これを受けて共産党（KPD）、社会民主党（SPD）、キリスト教民主同盟（CDU）、自由民主党（LDPのちFDP）が作られていた。しかしこれは、実は上から下への組織化であって、軍政府は上記4党を公認したうえで、それらを「反ファシズム民主主義諸政党ブロック」に結集させた。さらに46年4月、KPDとSPDとは合体して「ドイツ社会主義統一党（SED）」をつくった。強制合併的なものであったが、この結果、SEDは圧倒的に強力な政党となった。

西側地域においては、アメリカ占領地域では45年8月、イギリス地域では同年9月、フランス地域では同年末に、それぞれ政党結成が認められた。政党の活動は上述のとおり、郡・州といった狭い範囲から始められていった。多くの政党が生まれたが、そのうち強い勢力となったのは、SPD（ドイツ社会民主党＝すでに70年の歴史をもっていた）とCDU（キリスト教民主同盟、バイエルンではキリスト教社会同盟CSU）とであった。後者は、カトリック・プロテスタント両勢力を糾合して、キリスト教精神に基づく民主社会建設をめざす大連合として誕生したのである。

### (3) 経済復興の開始

1947年3月モスクワで、11月ロンドンで、4国外相会談がもたれたが、ドイツ問題に関する調整はできなかった。そのため、西側3国はソ連をはずして、代わりにベネルクス3国をさそって48年2～3月、ロンドンで会議を開き、西ドイツ地域に連邦国家を作り出す方針で合意した。これに反発したソ連は、48年3月の管理理事会議場から退席して、以後は決して参加しなかった。つまり管理理事会は完全に機能を停止した。

一方、1947年6月にアメリカ国務長官ジョージ・マーシャル George Marshall が、欧州経済復興援助計画を発表した。正式名称は「欧州復興計画 European Recovery Program(=ERP)」で、通称「マーシ

「マルshall Plan」である。援助の対象には、西欧 16 カ国に加えて、西側占領地域ドイツも含まれていた。このような背景の下、西側地域では通貨改革が促された。48 年 6 月 20 日、3 国軍政府は通貨改革令を出して、それまでのライヒスマルクに代わって新しいドイツマルクを発行することを決めた。同時に統制経済を廃して、自由価格制による市場経済に転換することが明らかにされた。2 日後、ソ連軍政府は、これに対抗して東地域でもライヒスマルクを廃して（東）ドイツマルクを導入することにした。しかし、統制経済体制には変化がなく、西側地域におけるようなその後のめざましい発展は起こらなかった。

#### (4) ベルリン危機

4 国によって共同占領されたベルリンは、特別に難しい状況下に置かれていたが、それでも当初ベルリン市議会は統一されていた。ソ連が後押しする SED は市民に人気がない。KPD との合併を毅然として拒否した西ベルリンの SPD が議会の最強勢力であった。当然、ソ連軍政当局や共産主義者の市議会に対する干渉・攻撃は強い。48 年 6 月、市議会が SPD のエルンスト・ロイター Ernst Reuter を市長に選出すると、ソ連軍政府はその承認を拒否、同年 12 月には SED のエーベルト Friedrich Ebert Jr. を指名したので、ベルリン市行政は東西に分裂する。

また、2 種の通貨改革の同時実施により、ベルリンにはさらに大きな問題が持ち込まれた。48 年 6 月以降、西ドイツマルクが流入して、たちまち東ドイツマルクに対する優勢がはっきりしてくる。そうになると、ソ連軍政当局は力による対抗策を考えざるを得ない。かねてから予告していた西ベルリン封鎖を実行に移す。鉄道、陸路、水路を全面的に封鎖し、同時に西側 3 国軍のベルリンからの撤退を要求した。

「ベルリン封鎖 Blockade」である。西ベルリン地区（住民 200 万と 3 国占領軍の関係者）は、陸の孤島の中に取り残され、食糧、石炭、医療品の供給すら止まった。

米軍総督クレイ Lucius Dubignon Clay は、ベルリン不放棄の決意のもと、必要物資をもっぱら空路輸送することに踏み切り、英仏もこれに同調した。48 年 6 月末から 15 ヶ月以上の間、「空中架橋（＝空輸）Luftbrücke, airlift」作戦が展開された。空輸 27 万回、総輸送量 183 万トン。ついにソ連が譲歩し、49 年 5 月 4 日、4 国間のニューヨーク協定によって、封鎖解除が決定された。しかしこの封鎖中に、前記の市議会分裂は確定してしまった。結局ベルリンはこのときを境に、完全に東西分裂状態に陥ってしまったのである。そしてほぼこれと時を同じくして、東西それぞれの地域に「分裂国家」が誕生する。

Operation Vittles (USA), Operation Plain Fare (UK): 322days, more than 278,000 flights

Berlin Airlift Monument in Tempelhof, Hungerkralle (Hunger Claw), displays the names of the 39 British and 31 American pilots who lost their lives during this operation: They lost their lives for the freedom of Berlin in service of the Berlin Airlift 1948/49.

米軍はヴィットルズ作戦、英軍はプレーン・フェア作戦と呼ぶ。322 日間にわたって、278,000 回以上もの飛行が行われた。テンペルホーフ飛行場跡にあるベルリン空輸記念碑「飢えたる爪」には、この作戦中に命を失った英軍 39 名、米軍 31 名の飛行士たちの名が記されている。彼らは、1948 年から 49 年にかけてのベルリン空輸に服務して、ベルリンの人々の自由のために命を捧げたのである。「Candybomber」（キャンディー爆撃手）あるいは「Rosinenbomber」（レーズン爆撃手）の伝説（で

はなくて実話)を残した、この作戦を通して、米英軍は占領軍ではなく、ベルリン市民の「友」となった。

### III 東西分裂国家

#### (1) ドイツ連邦共和国の誕生

ソ連の強硬な態度に対して危機感を深めた西側 3 国軍政府は、48 年 7 月 1 日、西ドイツ 11 州の「州首相」をフランクフルトに集めて、憲法制定議会の早期召集を促す。この時、各州首相は、複雑な反応を示した。西側ドイツ人だけで憲法を作ると国家の分裂を決定してしまうことになるのではないかと、との懸念が強く働いたからである。そこから微妙な用語の改変が生ずることになった。3 国政府は英語で、“constituent assembly”によって“constitution”つまり「憲法」を作れと言ったのであるが、結局ドイツ語では(「憲法」を意味する “Verfassung”ではなく)「基本法 Grundgesetz」を作ることになった。それは、あくまで本格的憲法とは異なる暫定的なもの、という意味である。

ボンに議員評議会(=憲法制定議会にあたる)が設置され、各州議会から選出された 65 議員によって構成された。戦前のケルン市長で CDU のコンラート・アデナウアー Konrad Adenauer 1876-1967 (この時 73 歳!)が議長になる。そして下記の趣旨のもとに「基本法」案の作成が行われた:

1. 基本法の制定者たちは、あくまで分裂国家の固定化につながるような誤解を避けることに注意した。それは「憲法」ではなくて「基本法」である。したがってそれは「過渡期について国家生活に新秩序を与える」(前文)のものであり、「ドイツ国民が自由な自己決定で決定した憲法が施行される日にその効力を失う」(第 146 条)はずのものである。
2. しかし同時にまた、この基本法制定に参加したドイツ人たちは参加できなかったドイツ人たち(ソ連占領地域、及びフランス占領のザール地域の人々)の分をも代理して行動するものと考えた(前文)。その意味では、この基本法によって、将来全ドイツ人による憲法制定・国家設立の準備を整えて、みんなが参加できる日が来るのを待っているのである。
3. 基本法においては、ナチス時代への反省から州に大きな権限を与えることにより、連邦主義を復活させる。この点において、西ドイツは、東ドイツ地域がソ連の軍政を背景にすでに中央集権体制を推進しつつあったのとは、対照的な歩みを始めることになる。
4. 国民の投票権行使は 4 年に一度の連邦議会総選挙にほとんど限られる。国民投票の制度も採用せず、国会解散の機会も縮小される。大統領の直接選挙制は廃止されて、連邦大統領は、連邦議会、各州議会の議員による連邦集会以て選挙される。

議員評議会の作成した基本法は、3 国占領軍政府の承認と各州の批准を経て(ただしバイエルン州だけは批准しなかった)、49 年 5 月 23 日に発効した。49 年 8 月 14 日、第 1 回連邦議会選挙が行われた。選挙権は普通・直接・自由・平等・秘密という形式を守って行使される。比例代表制を基本としていて、得

票数が全体の5%に満たない政党には議席配分されないが、小選挙区制による個人候補への投票も併用されていて、選挙区1位の候補は無条件に当選するという仕組みである。選挙結果は、CDU/CSU が SPD を僅差で抑え、2大政党の傾向が明らかになった。

#### 連邦議会議席数

CDU/CSU (キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟)	139
SPD (ドイツ社会民主党)	131
FDP/DVP (自由民主党/ドイツ国民党)	52
KPD (ドイツ共産党)	15
バイエルン党	17
DP (ドイツ党)	17
中央党	10
経済建設同盟	12
ドイツ右翼党/ドイツ保守党	5
シュレーズヴィヒ選挙民連合	1
無所属	3
計	402

9月12日、連邦集会はテオドール・ホイスを初代大統領に選ぶ。ここに「ドイツ連邦共和国 Bundesrepublik Deutschland」が発足した。さらに9月15日、連邦議会は CDU 総裁アデナウアーを（1票差で!）連邦首相に選出。アデナウアーは SPD との大連立を提唱する党内の声を抑えて、FDP および DP との小連立を選んだ。それは以後の連邦共和国政治における2大政党制を決定的にした。73歳のアデナウアーは、以後、63年に87歳で引退するまで、14年間にわたって首相として活躍し、連邦共和国の進路を方向づける貴重な功績を上げた（「アデナウアー時代」といわれる）。特にドイツを西側の一員として位置づけた「西方政策 Westpolitik」の効果は大きかった。

## (2) ドイツ民主共和国の誕生

東ドイツ地域には、ソ連の政策の忠実な代行者がいた。それはドイツ共産党（KPD）である。特にやがて第1の権力者となるウルブリヒト Walter Ulbricht 1883-1973 のような、モスクワ亡命者であり、ソ連軍の侵攻とともに党员グループを率いてドイツに戻ってきて占領政策の手助けをしていた人が代表的存在であった。政党活動については、前述のとおり KPD が SPD を併合して SED を作り出した。しかしソ連軍の選挙干渉にもかかわらず、SED の得票が意外に伸びない。それでさらに政党・選挙制度に手が加えられる。48年春新たに結成された DBD（ドイツ民主農民党）、NDPD（ドイツ国家民主党）および各種大衆団体を加えて、まとめて「民主主義ブロック」に結集させる。ところが、2政党も大衆団体も実態は共産党出身者、SED 党员の集まりである。結局それは、非社会主義政党（CDU と LDP）を封じ込める目的であった。1949年の第3期人民会議選出投票では、各政党・団体にあらかじめ議席が割り振

られていて、有権者は統一候補者リストに賛否を表明するのみの「選挙」となった。

これよりさき、SED は、すでに 1946 年 11 月に「ドイツ民主共和国のための憲法草案」を発表していたが、それをもとに人民会議における審議・修正を経た後で、第 3 期人民会議により 49 年 5 月末に可決された。同憲法によれば、ドイツは「1 つの不可分な民主共和国」であり、首都ベルリン、人民議會を最高機関とする議會制民主主義の国家である。第 3 期人民會議は、49 年 10 月 7 日に臨時人民議會と改称され、同日この議會が憲法の発効を宣言した。つづいて SED 委員長ヴィルヘルム・ピークが初代大統領に、同副委員長オットー・グローテヴォールが初代首相になった。「ドイツ民主共和国 Deutsche Demokratische Republik 」の発足である。

さらに SED は「民主的ドイツのための国民戦線」を提唱し、それは 50 年 2 月に実現するが、その実態は従来のブロック制を完全に定着させるものであった。すなわち以後、人民議會選挙では、事前に選定された国民戦線の候補者統一リストに対する賛否のみが問われる。統一リスト方式は、SED の圧倒的優位を保証する装置であった。そして非社会主義政党である CDU、LDPD のうちからもその方式に批判的であった人たちはやがて排除され、「ドイツ民主共和国」は、批判勢力の消滅した国家となっていく。1952 年 7 月には従来の 5 州が廃止され、全土が 14 の県 Bezirk に区分された。これによって、党中央組織に統括される中央集権体制ができあがったのである。

#### 1950 年人民議會議席配分

SED (ドイツ社会主義統一党)	100
CDU (キリスト教民主同盟)	60
LDPD (ドイツ自由民主党)	60
NDPD (ドイツ国家民主党)	30
DBD (ドイツ民主農民党)	30
自由ドイツ労働組合総同盟	40
自由ドイツ青年団	20
ドイツ民主婦人同盟	15
文化同盟	20
ナチ政権被迫害者連盟	15
農民相互扶助連盟	5
協同組合	5
計	400

以上に見られるとおり、ドイツ連邦共和国の憲法（結局は「基本法」）の成立経過はたいへん明朗なものである。「憲法を作れ」といわれたとき、州首相たちが戸惑ったというのも、いかにもドイツ人らしい思慮深さの現われであるといえる。ソ連占領地域とザールラントのことを絶対に忘れなかったのである。ザールラントについては、フランスがナチス政権時に行われた住民投票の結果を認めず、再び 10 年間の管理を主張していた。それらの地域が近い将来に支障なく加わってこられるように、第 23 条を作った。そこには「ドイツのその他の部分については、この基本法は、その〔連邦共和国への〕加



入後に効力を生じる」とさりげなく書き込まれただけであったが、この一文こそが 1955 年ザールラン  
トの住民がドイツ復帰を意思表示したとき、大きな効果を発揮した。そしてその実績にモノを言わせ  
るように、1990 年の「再統一」に際して第 23 条は決定的な、最後の役割を演じた。ドイツ連邦共和  
国基本法は、その名称のままで統一ドイツ国の憲法になったのである。

日本国憲法の成立経過がドイツ連邦共和国基本法のそれと著しく違っているということを、あらた  
めていうまでもない。憲法改定はマッカーサーに課せられた最重要課題の一つであった。日本の統治  
の形態が「日本人民の自由に表現された意思によって決められる」ためには、天皇主権の現行憲法に  
大々的に手を入れることが不可欠である。マッカーサーは、着任後まもなく、1945 年 10 月 4 日近衛  
文麿に改正案作成の仕事を指示したが、すぐに見切りをつけ、一週間後の 11 日には新たに首相となっ  
た幣原喜重郎にあらためて指示を与え、内閣内に憲法問題調査委員会を立ち上げさせた。しかし同委  
員会の出してきた試案を「自由と民主主義」の理念にとうていかなわないものと見たマッカーサーは、  
46 年 2 月初め、GHQ 民政局で原案作成を急ぐことにし、必須かつ根本的な 3 原則を覚書にして（「マ  
ッカーサー・ノート」）民政局長に渡したので、2 月 4 日から局員 25 名を動員して原案作成の作業が  
始まった。英文による原案が完成したのは 2 月 12 日であった。翌 13 日、吉田茂外相官邸を民政局長  
以下が訪ねて、この総司令部原案を渡し、これを受け取った日本政府側で日本語訳と部分的修正提案  
作成を急ぎ、協議の末に 3 月 6 日、「憲法改正草案要綱」の発表に至る。これを整理して条文化したも  
のが、6 月 20 日政府の「帝国憲法改正案」として帝国議会に提出された。そして衆議院、貴族院での  
審議を経て、10 月 7 日最終可決、同 29 日には枢密院でも全員一致（！）で可決、明治天長節であっ  
た 11 月 3 日に裕仁天皇臨席のもと、公布式典が行われた。そのように、民政局が原案作成に着手して  
からは、大急ぎで事が進められたのである。その背景には 2 月 26 日における極東委員会の発足という  
ことがあった。極東委員会が本格的に動き出せば、必ず改正憲法案の内容に口を挟んでくる。特に天  
皇制存続・廃止の問題で紛糾して、日本側にとって「話が違う」情勢になってくると占領下での武装  
反乱があちこちで起こってくる可能性をまだ否定できなかった。だからマッカーサーは、「この案で行  
かなければ天皇制の存続は保証できない」として、日本政府に迫り、作業を急かしたのである。

そういう経過であったのだから、日本国憲法は占領下で与えられ受け取られたものである、とい  
うことを、私たちは事実関係としてまず認識しておこう。それが「押しつけ」にあたるのか、それとも  
「恵贈」にあたるのか、という議論はその次のことだと思う。「押しつけ」論者がよく引き合いに出す  
のが「ハーグ陸戦協定」である。1899 年締結、1907 年改定で 44 カ国が加盟するに至った同協定の第  
43 条に

国の権力が事実上占領者の手に移った上は、占領者は絶対的な支障がない限り、占領地の現行法  
律を尊重して、なるべく公共の秩序及び生活を回復確保する為、施せる一切の手段を尽くさなけ  
ればならない

The authority of the legitimate power having in fact passed into the hands of the occupant, the  
latter shall take all the measures in his power to restore, and ensure, as far as possible, public  
order and safety, while respecting, unless absolutely prevented, the laws in force in the country

と書かれている。GHQが日本の憲法を改変したことはそれに違反する行為である、というのである。この議論に対しては、待ち構えていたように反論する人が必ず出てくる。曰く、いや同条には「絶対的な支障がない限り、占領地の現行法律を尊重すべし」といわれているのであって、現行法律を「厳守すべし」などとはどこにも書かれていない。それに日本はそもそも同協定を盾にとって憲法改正を拒めるような立場にはなかった、何をされてもなされるがままになるべき「無条件降伏者」だったのだから。そこで今度は「でも憲法の改定は可能だとしても、現場司令官にすぎないマッカーサーにその権限はあったのだろうか」と問うてみるならば、その人は「得たり」とばかり勢い込んで「いや、根本的には極東委員会に権限があった。マッカーサー＝GHQは極東委員会の意向を受けて、その監督下に動いたのだからそれでまったく問題ないのだ」というだろう。まことに優等生的な答えだ。もし仮に「GHQが憲法を作りかえたのはハーグ陸戦協定違反だといわれますが本当ですか？」というような問いがウェブサイト寄せられたとするならば、今のようなのが「ベストアンサー」に選ばれるのだろう。重要ところで偽装をしているが、相手がそれを見落としたり、これでもって見事に「恵贈」論に軍配が上がることになる。

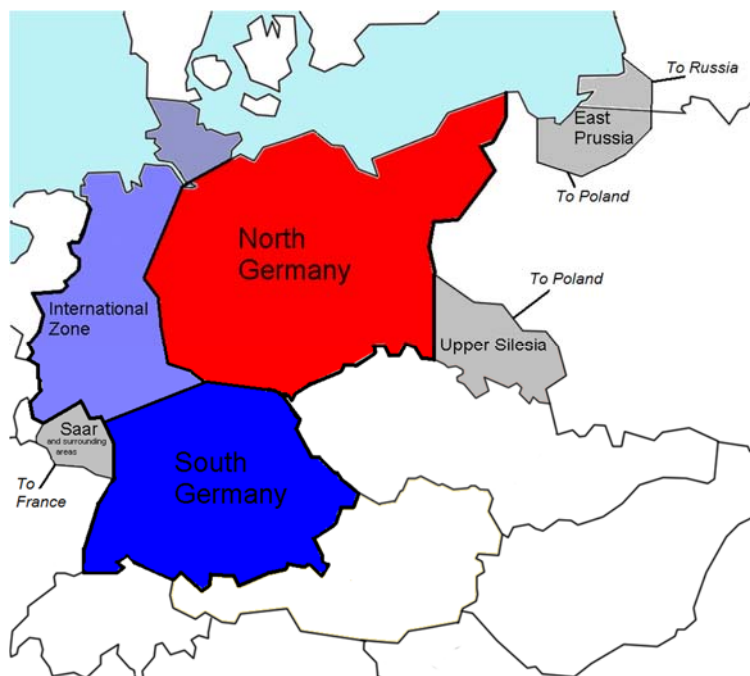
もとより、マッカーサー本人にしても、この件、いわばスジ論としたら——アメリカ人だから「合理的説明としては」というべきか——上の通りの理屈以外にありえないのは百も承知であったに違いない。だから相手の「無条件降伏者」意識が絶対に揺らぐことのないように注意を払いつづける一方で、極東委員会の実際的口出しが始まるより前に事を運び、日本政府関係者（幣原喜重郎、吉田茂、松本烝治ら）を急かして帝国議会への提出を迫ったのである。それでもなお自分の主導的関与については隠しておきたかった。だからあの「プレスコード」にも重要な発禁項目の一つとして「GHQが日本国憲法を起草したことに対する批判」が挙げられたのである。マッカーサーは、後々になってさえも、第9条は幣原喜重郎の発案だったということで押し通してしまった。何ともそらぞらしい態度である。

ところで日本国憲法を審議した第90回帝国議会衆議院8月24日の会議では「帝国憲法改正案」に賛成421、反対8であった。まことに日本の議会らしい結果であったといえそうだが、反対者のうち6名は共産党議員（同党の議員全員）であったという。すでに1945年10月10日付でいち早く進駐軍を解放者として歓迎する声明を徳田球一、志賀義雄の名で発していた日本共産党であったが、それでもこの時に至るまで、新しい国は自分たちの手で作る、との信念を揺るがすことなく、しっかり筋を通していった。「政府案」そのものに対して、提出当初から時期尚早として撤回要求を出し、8月24日の会議に至っても第9条（！）に対して「わが国の自衛権を抛棄して民族の独立を危うくするもの」として強い反対を表明した。野坂参三は6月28日に質問に立って、天皇制の存廃についての人民投票実施の必要を主張し、「戦争放棄」は「侵略戦争放棄」と明記されるべきだと訴えていた。それを正論と言わずして何とする。アジアの共産主義者たちは、ボルシェヴィストではあったが、ナショナリズムをしっかりと取り込まない限り自分たちの国を作ることはできないということを、はっきりと認識していたのだ。あの日本共産党は、どこに行ったのだろうか。

## IV 西ドイツ再軍備と主権回復

### (1) 軍備なき国家？

ドイツの場合にも、連合国側に「非軍事化」(＝軍備のない国家にする!)という考えは存在していたのである。それは「モルゲンソー・プラン」によって代表的に表現されていた。「モルゲンソー・プラン」とは、ルーズベルトの下で財務長官を務めていたユダヤ系アメリカ人ヘンリー・モルゲンソー **Henry Morgenthau** によって作成されたドイツ戦後処理案である。それによると、ドイツ領土のうち東プロイセンをソ連に、上シュレージェンをポーランドに与えた上で、残る部分にブランデンブルク、ザクセン、テューリンゲン地域を中心とした「北ドイツ」とバイエルン、ヴュルテンベルク、バーデン地域を中心とした「南ドイツ」を作り、ザール地方はフランスに与え、ルール地方を中心とする工業地帯は国際管理下に置く。そしてドイツ国軍を解体、軍需産業を停止させてドイツから軍事力を奪う。



これはあからさまな懲罰プランであった。このプランの存在は、新聞の報道によって世界に知られ、ドイツにも知られることになった。ドイツ人の怒りは激しく燃え上がり、ゲッベルスはそれをもとに徹底抗戦を声高に呼びかけた。そのようにドイツを死に物狂いにすることによる被害の増大を恐れたアメリカ人の間にも、このプランに対する非難の声が上がった。ルーズベルトは乗り気であって、44年9月のケベック会談でチャーチルにも基本的にこの案を承知させるところまでいったが、その後、上記の批判は依然として強く、ルーズベルト自身も、ドイツ降伏より前に世を去ることになる。だから、実際にドイツが降伏した時点においては、「ドイツ非軍事化」の命題は、連合国の間でもう拘束力を失っていた、と見るべきであろう。

西洋人の従来「国家」概念からすれば、「主権国家」とは防衛権を備えた国のことをいう。国家から軍事力を奪い防衛権をはく奪して「戦争のできない国にする」ということは、その国家を「国家ではない

国にする」ことに他ならない。それは、よほど敗者に対する憎しみの抜きがたい勝者が、報復・懲罰として敗者から国家としての根本機能を奪い去ってしまおうという場合にしか起こり得ないことなのである。だから、いやしくも将来においてドイツを主権国家として回復させる意思がある限りは、当然またドイツに国防力の回復をも認めるのでなくてはならない。連合国はさすがにドイツに対しては、防衛権はく奪という処理を思いとどまったのである。

## (2) 東西対立の激化の中で

東西の対立が急激に進展する情勢下、分裂国家のできたドイツが両勢力の激突の場になる可能性が高まった。両陣営とも、ドイツに軍備をもたせる必要を強く感じる。ドイツ人自身においても、多数の者が、軍備は国家主権に不可欠要素と考える。だから、両ドイツ国家ともに、それぞれ国家として立ち行かんがために、再軍備を緊急の課題として捉えなくてはならなかったのである。

東ドイツにおいては、1949年中に、すでにソ連軍政部の命令により警察予備隊（待機警察）が作られていた。これがやがて軍隊に発展する。さらに1950年6月、東アジアでは朝鮮戦争が起こった。その知らせが衝撃となって、ドイツもまた戦場になることがますます強く懸念されたために、西ドイツにおいても再軍備の気運が高まった。

アデナウアー首相は米英仏の高等弁務官宛て書簡を送り、当面西ドイツ警察力を強化する方針であることともに、将来西ヨーロッパの国際的防衛機構に西ドイツも加わる用意があることを伝える。これによって西ドイツ国内外に激しい再軍備論争が起こることになった。西側諸国は、西ドイツの防衛参加意志を基本的には歓迎しながらも、同時にそれに対する心配もい多く。特にフランスはドイツ「国軍」の出現をたいへん懸念する。そこでフランスを中心に構想されたのが「ヨーロッパ防衛共同体 EDC (European Defense Community)」である。それはフランス、イタリア、ベネルクス3国によって形成される西ヨーロッパの国際的軍事共同体であって、西ドイツをそこに参加させようとしたのである。

アデナウアー政権は EDC 構想を歓迎したが野党 SPD はこれに激しく反対したため、ドイツ国内世論は二分された。しかしアデナウアー首相は、ドイツを西側一員として位置づけることによって、東からの脅威に対抗しつつ国家主権を完全に回復するという道を一貫して追求した。1952年5月、パリで6カ国が EDC 設立条約に調印。同時に西ドイツは、米英仏との間に EDC 条約発効と同時に主権の完全回復を獲得するという条約を結ぶ。西ドイツ連邦議会は翌年3月、SPD と KPD の反対を押し切って、224 対 165 票で EDC 条約を批准した。

ところが1954年8月、フランス国会が EDC 条約批准を拒否したため、条約は結局不成立に終わった。このことは西ドイツ・アデナウアー政権にとって大打撃であったが、米英による解決策が提示された。それは西ドイツに国防軍創設を認め、既存の北大西洋条約機構 NATO (North Atlantic Treaty Organization, 14カ国加盟) に西ドイツを加える、というものである。1954年10月の「パリ会議」で西ドイツと占領3国との間で占領終了協定が結ばれるとともに、西ドイツの NATO 加盟が承認された。ここでも SPD の反対はあったが、ドイツ連邦衆議院はパリ条約を賛成 314、反対 157 で批准した。同条約の発効が翌55年5月5日であったから、この日をもって西ドイツは国家主権を回復した。(西側3国の「高等弁務官 Hochkommissar」は今や「大使 Botschafter」となる)。こうして西ドイツは主権回復とともに、自身を西側自由世界の一員として位置づけて、再軍備に着手した。国防省の設置、基本法の変

更（国防条項を追加）、連邦国防軍の創設、そして 56 年 7 月には「一般兵役義務法」が成立した。

SPD が EDC 条約批准や NATO 加盟に反対した理由の大きなものは、アデナウアー政権の西側寄りの政策によってドイツ統一の機会が失われてしまうという懸念であった。SPD はあくまで再統一を優先課題と考える立場を取っていたのである。これに対してアデナウアー政権（CDU/CSU）は、ドイツを西側自由世界にしっかりと組み込み、その位置を安定させることによってはじめて東側からの譲歩を引き出して再統一が可能になる、との見方を一貫して取っていた。この外交路線の根本的対立に関して、1950 年代の総選挙結果は、はっきりと西ドイツ国民のアデナウアー「西方外交」支持を表していた。

#### 連邦議会議席数の推移

政党/選挙年	1949 年	1953 年	1957 年
CDU/CSU	139	243	270
SPD	131	151	169
FDP	52	48	41
その他	80	45	17

### (3) 2つの「ドイツ国家」の現実

1955 年 5 月、西ドイツの NATO 加盟手続きが完了すると、すぐに東ドイツ、ソ連を含む東側 8 カ国はワルシャワで友好・相互援助条約に調印し、この条約は同時に 8 カ国の軍事力統合を約束した（ワルシャワ条約軍事機構）。ワルシャワ条約では「再軍国化したドイツ」つまり西ドイツが厳しく非難されていたから、ここに 2 つのドイツ国家ははっきりと軍事的にも厳しい対立関係に立つことになった。

こうした「2 つのドイツ」の現実の中で、統一問題はなお議論されたが、その方式について、ソ連＝東ドイツの提案では、東西両ドイツから同数代表を出して「全ドイツ政府」を構成して、その政府が諸国と講和条約を結ぶ、としていたのに対して、西側諸国は全ドイツにおける自由選挙の実施を必要前提と主張していた。つまり東側は、すでに発足した「東西」ドイツの存在を認めたいという「統一」を強く主張し、これに対して西側は、「全ドイツ」における自由主義体制の確立を先決とする主張をもっていた。両者の主張がそのように食い違うままで、現実においては「2 つの国家」がその存在感をどんどん強めていった。

その後、1961 年 8 月の、いわゆる「ベルリンの壁」の出現をはじめとして、西ドイツ（ドイツ連邦共和国）にとっての厳しい状況は続いた。それについて、今、論じている時間はない。ただ、1989 年 11 月の「ベルリンの壁崩壊」に続く 1990 年 10 月の「再統一」の実現は、大筋においてアデナウアーの示した方向づけに従って起こったのであり、それは実質上の吸収合併として、すなわち西ドイツ政府が一貫して主張していた、全ドイツへの自由主義体制の浸透という形で行われたこと、そして東ドイツ地域統合の実際的な方法としては、「基本法」特にその第 23 条が実に効果的に適用された、ということ、ここでは指摘しておきたい。

ドイツの人々が再軍備によってはじめて国家の主権が回復されるものと考え、それが達成された1955年5月5日を「主権回復の日」として記念しているということは、私たちにとってたいへん印象深い話であろう。もちろん正確に言えば、そこに至るまでに、ドイツの中にも再軍備に反対する人たちはいたし、細部にまでわたれば、さまざまな意見の相違もあつたに違いない。しかし大筋において一貫してその方向で進み、その通りになった。アデナウアーの指導力によるところも大きかった。

では日本の場合、「主権回復」の問題はどうなったのだろうか。いや、日本はドイツと違って主権を取り上げられてはいなかったのだから、「回復」の必要などそもそも無かったのではないだろうか。しかし、サンフランシスコ講和の時点では、日本はすでに軍備を持たない国になってしまっていた。してみると、日本は、被占領中に主権を喪失したか、少なくともその重要な部分を切り取られるか、してしまっていたことになる。何かその種の手術に当たるようなことが施されたのではないだろうか。

そもそも「主権 sovereignty」とはいったい何なのであろうか。これはとても難しい問題であるが、今ごく大雑把な定義で間に合わせるとすれば、主権とはおよそ国家の存立の根本要件であって、それは或る地域を排他的・独占的に統治する権能のことである。だから主権の概念を構成する意味内容は、内部的には自己以外の法律システムの存在を許さない、対外的には他勢力による領土侵害を許さない、ということである。そういう権能は、昔は君主に世襲的に備わっているものと考えられていたが、それが国を構成する個々人つまり国民に由来すると考えられるようになったのが、近代世界の流れであるといつてよい。トマス・ホブズあたりがその新しい考えの出発点をなしたと言つてよい。もっともホブズは、せつかく主権の国民由来を明らかにしながら、その最終的帰属を語る段になると、王権かそれともクロムウェルの革命独裁を思わせるような絶対人格を持ち出してきてしまったので、その反動性が非難されなくてはならなかったわけで、人民に由来するものはそのまま人民に属するというスッキリした理論が登場するには、それからなお100年余、ジャン・ジャック・ルソーの『社会契約論』を待たねばならなかった。注目すべきは、ホブズもルソーも、彼らの概念における主権を、不可分であつて制限されたり譲渡されたりすることを元来受け付けないものとみなしていることである。つまり一個の国家の内治および国防の権能にいささかでも制限が加えられるならば、その国家はもう主権国家たり得ないというのが、彼らの考えから出てくる結論であつた。

そうした古典的理論に則つて考える限り、占領下の日本は、天皇および政府の統治権能が制限されたことによって、もう国家主権を失つていた、そこに主権の存続を語る余地はない、ということになる。しかし「主権不可分」は、所詮概念を弄りまわす上での理屈に属する議論なのだから、ホブズやルソーとは違って、主権は分割可能であり、いくらでも制限されたり部分的に移譲されたりすることができる、という考えも当然出てくる。その考えに基づけば、或る国が戦争に敗れ占領されて、その主権を一時的に制限されたとしても、統治の機関が存続を許されている限り、主権そのものはなお維持しているのであつて、占領者が必要な処置を為し終えて制限を解除したときには、その国は、いわば修復済みの主権を円満な形で再び手にすることができる。現場で事態の進行を目の当たりにしている者にとっては、その捉え方のほうがずっと分かりやすいに違いない。GHQが天皇や政府、議会の存続による「継続」のイメージを一方で大事にし最大限に利用したというのも、つまりはそのところへの正確な着眼があつたからに他ならないといえよう。

事実、国家主権のうちの対内的な部分すなわち国内統治権に関する限り、GHQは見事に継続・回復

で押し通してしまった。日本の内治権に対する制限は、日本社会に民主化のため必要な改革を施す目的のために一時的に加えるに過ぎない。所期の目的を達したらすみやかに日本に全内治権を返す。ただしそれまでにその権能の担い手を天皇から「国民」に変えておかななくてはならない。それには憲法を改正して、天皇から「国民」への全面的主権移譲が行われたことを明示しなくてはならない。その大作業を、従来の主権者である天皇と帝国政府、帝国議会自身の手で行わせようというのだ。すなわちGHQは、帝国政府、帝国議会を急き立てて「国民主権」の新憲法の作成を急がせる一方で、裕仁天皇には1946年元日に「人間宣言」を行わせたのをはじめとして、次々に各地巡幸の旅をさせて「国民」との触れ合いを深めさせた。そして同年11月3日、裕仁天皇は祖父大帝の誕生日に玉座の前に立って新憲法公布の勅語を読み上げる。新憲法の第1条には天皇の地位自体が「主権の存する国民」の総意によって与えられると書かれているのだから、これで完全に主役の交代が明示された。天皇主権から「国民主権」への移行が成し遂げられた。GHQにとっての裕仁天皇の役割は、ここで事実上終わったのである。後は半年後の憲法の実施によって「象徴」となった裕仁天皇が、「東京裁判」の判決結果と死刑執行とを、生きていて静かに見届けてくれればよいのだ。

さてそれでは、対外的な部分について、日本の国家主権はどうなったのであろうか。こちらに関しては、事情は上記とは大きく異なっている。ここではマッカーサーの、いやアメリカ国家の、日本国家に対する激しい懲罰意志が、容赦なくほとんど無制限に発揮されたのである。それまでは存続していた日本の主権が、新憲法によって一挙に抹殺されてしまったのだ。占領下でも、日本の主権の対外的部分は、まだ生きていた。なるほど陸海軍は解体されたであろうが、従来の憲法の下にある限り、日本は、国防の権能そのものは依然保持していたのであって、占領が終われば、条約で軍備の規模についての数量的な制限を負わされることはあっても、とにかく正常な形で防衛権が戻ってくると期待することはできたはずであった。その希望を、新憲法は無残にも打ち砕いて、日本国家に永久的な主権剥奪を宣告した。実に恐ろしい処置が施されたものである。生かしておいて、最も効果的なタイミングを見計らって殺す——GHQは重要なところでそういう手を用いた。まことに第9条は、日本国家に対して振り降ろされた処刑の剣であったといっても過言ではない。

事の発端となった「マッカーサー・ノート」であるが、それは「三原則」とも呼ばれるとおり、憲法改定における3項目の”musts”を述べている。3項目の内容は、順に「天皇 Emperor の位置づけ・権能制限」、「戦争放棄・非軍備」、「封建制および身分的特権の廃止」とまとめられるが、二番目のものが、以下のとおり最もまとまった文で記されている：

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

国家の主権的権利としての戦争は廃止される。日本は戦争を、紛争解決のための手段としても、そして自分自身の安全を保持するための手段としてすらも、放棄する。日本は、自分の防衛と保護とを、今や世界を動かしつつある、より高い諸理想に委ねる。いかなる日本の陸軍も海軍も空軍も、今後決して認められることはなく、いかなる交戦者たる権利も、日本の軍隊に今後決して

付与されることはないであろう。

受動態の文に前後挟まれて、「日本は……する（＝せねばならない）」と宣告する 2 つの文が並ぶ。メモ書きとはいいながら、この部分は軍人マッカーサーの、敵国膺懲の意志溢れる名文である。GHQ 憲法草案では、それは“chapter ii renunciation of war, article viii.”（第 2 章 戦争の放棄 第 8 条）として、次のように記された：

War as a sovereign right of nation is abolished. The threat or use of force is forever renounced as a means for settling disputes with any other nation. No army, navy, air force, or other war potential will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon the state.

”It relies upon …”の一文は、ここから切り離され、画期的な「前文」の中に取り入れられて：

Desiring peace for all time and fully conscious of the high ideals controlling human relationship now stirring mankind, we have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world.

という、“we”を主語とする懺悔告白文を作り成すに至っている。

続いて、1946 年 6 月、帝国議会に提出された日本政府の「帝国憲法改正案」を見ると GHQ 草案の第 8 条は第 9 条へとスライドして：

## 第二章 戦争の抛棄

第九條 國の主權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國の交戦権は、これを認めない。

となっている。さらに衆議院での審議の過程で、いわゆる芦田均小委員会の修正によって冒頭部分が「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる……」と変えられ、また第 2 項にあたる部分の始めには「前項の目的を達するため、」という語句が加入されることになった。さらに「他國との間の紛争の解決の手段」は「國際紛争を解決する手段」に、「保持してはならない」は「保持しない」に書き換えられ、「抛棄」は「放棄」と表記されることになって、可決に至ったのである。

一方、前文の中に入れられた件の告白文は、といえば：

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであって、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。



となっている。この部分にも、衆議院の審議過程で芦田小委員会による修正が入ったので、結局下記のような形に落ち着くこととなった：

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

ここに、美文揃いの憲法前文中においてもひとときわ輝く一文ができあがったのである。後々それは、平和憲法全体の中でも、第九条にもまさって賞賛されるほど、名誉ある地位を占めことになる。今や学校教師たちは教室で生徒たちに、この美しい一文だけでも暗記するまで唱えよ、と気負いこんで教えている。他方そういうことをとても嫌悪する「押しつけ」論者たちはよく、「公正と信義に信頼して」とある部分の助詞「に」が日本語としては不自然であるという点を指摘して、「これこそがまさに英語をあわてて翻訳したことの証拠」だといったりする。でも、それは正しい批判にはなっていない。英語をあわてて翻訳したせいだといわれると、いかにも”believe in”とか”trust in”とかの”in”を拙く訳したという話かと思わされてしまいそうであるが、実は英文和訳はこの件には直接関わりない。上記のとおり、英語原文は”rely for ~ upon ~”となっていたので、政府案ではそこは「我らの安全と生存をあげて……公正と信義に委ね」と適切に訳されていた。でもそれを見た議員たちが、この表現ではあまりにも「あなた任せ」の態度が目立って酷すぎると感じられるから、というので（これは真っ当な感覚）、「……公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を（自分の力で）保持する」という言い方に変えようとした。でも、その際に何を思ったのか、「公正と信義に」の「に」までそのまま残してしまったために、不自然な表現になってしまったというわけだ。だからもう一度言うならば、英文和訳のミスではない、日本語作文の添削の不注意が引き起こした結果なのである。

ところで、第9条の最初の方の項の文言が「パリ不戦条約」の第1条、第2条を思い起こさせるというのも、しばしば言われることである。仏外相ブリアン・米國務長官ケロッグの協議に始まった相互の戦争放棄の協定が、多国間条約に発展して1928年8月27日に列強15カ国の署名によって成立し、その後さらに63カ国が署名するに至ったのが、パリ不戦条約である。”General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy”と題され、その条約文の主要部分（第1、第2条）は次のようになっている：

#### ARTICLE I.

The High Contracting Parties solemnly declare in the names of their respective peoples that they condemn recourse to war for the solution of international controversies, and renounce it as an instrument of national policy in their relations with one another.

締約諸国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非とし、相互間の関係内での国家的政策の道具としての戦争を放棄するものであることを、各々の人民の名において厳粛に宣言する。

#### ARTICLE II.

The High Contracting Parties agree that the settlement or solution of all disputes or conflicts of whatever nature or of whatever origin they may be, which may arise among them, shall never be sought except by pacific means.

締約諸国は、相互間に起こってくるかもしれない争議や対立のすべては、如何なる性質や由来であるにせよ、その決着ないし解決は、平和的手段による以外には求められない、ということに合意する。

一部の人々の言うような「引き写し」の評は当たっていないようだが、なるほど似た語句が用いられていて、特に条約第1条にある戦争放棄宣言の趣旨は、はっきりと日本国憲法第9条第1項に引き継がれているように見える。第9条は「マッカーサー・ノート」が強く原形をとどめている箇所であるから、マッカーサーがはじめに書いたときから、彼自身パリ不戦条約の条文をはっきり意識していたということになる。彼の立場としては、それは妥当なことであつたに違いない。もともとパリ不戦条約と日本の憲法との間には、因縁があつた。ケロッグ・ブリアン協定が多国間条約に発展していった過程で、日本は「列強」の一角として早くから招待され調印したのでありながら、帝国議会や枢密院において、条約文中「人民の名において厳粛に宣言」の箇所が天皇大権に反することを指摘され、1929年6月27日、田中義一首相が「日本帝国の憲法に照らして日本には”inapplicable”である」とする「帝国政府宣言書」を出すことによって、ようやく批准にこぎつけたのである。当時といえば、もうすでにロシア、ドイツ、オーストリア、トルコといった、旧来の代表的帝国が消滅して、王制に留まった国々もことごとく立憲制・議会制になっていたのだから、各国が批准するにあたって、上記の字句への抵抗は生じなかつた（ムッソリーニがすでに独裁権を握っていたイタリアにおいてさえも）。ひとり日本だけが、憲法の冒頭に掲げた「万世一系の皇統」に自縄自縛となつていたのである。

パリ不戦条約の調印国でありながら、その後すぐに条約違反を犯したのがイタリア、ドイツ、日本である、というのが「連合」国側の定説であることになるが、違反の直接原因を問うとすれば、イタリアについてはムッソリーニの勢力を議会によって抑えられなかつた王権の弱さにあるとされ、ドイツについては1933年におけるヒトラーの全権掌握という、予期せぬ出来事が挙げられる。これに対して、日本の条約違反については、その批准時の経緯に照らして、「連合」国側がそれを「案の定」と捉えるのは必然であつた。天皇制という特異体質そのものが、条約を破ることを国家に強要していたのだ、そうであればこそ、満州侵略はパリ不戦条約成立後すぐに実行に移された——「連合」国はそう見えることができたのだから、彼らが「東京裁判」において満州事変以来の一貫した侵略戦争というストーリーを創り出すに際しては、パリ不戦条約はたいへん大きな意味を持っていたといえる。個々の裁きの段階に、それが具体的にどのように適用されたかということについては、種々議論があるようだが、根本的な次元で、それは欠かすことのできないものであつた。「平和に対する犯罪」を裁く根拠として、“Charter”は明らかに事後法であつたわけだから、パリ不戦条約こそが、いわばその背後に存在する究極の拠り所として、法廷そのものの精神的支えになっていたといつても過言ではないだろう。

それゆえマッカーサーが、日本国憲法の根本原則を立てるにあたってパリ不戦条約を強く意識したのも当然であつた。天皇制の存続を許す以上は、一方でもう条約違反は起こさないという保証を取っておく必要がある。パリ不戦条約の精神に則つた「戦争放棄」を謳う条文が不可欠であるというわけ

だ。でも、ここが重要なところだが、字句の類似性に目を奪われて、憲法第9条はパリ不戦条約の条文並みに主権国家が自らの国民の名において戦争放棄を約束する宣言文として構想されたものだ、などと思いをしはけない。そういう思い込みをする人は、ちょうどあの、お花畑で昼寝をしていたら天使が蝶々になって飛んできて耳許に平和憲法を囁き授けてくれたと思って喜び踊っている人であるように、私には見える。なぜかというならば、もう一度出発点の「マッカーサー・ノート」に戻ってみよう。マッカーサーは、まず権威主義的な受動態文で「国家の主権的権利としての戦争は廃止される」と宣告した上で、「だから日本（3人称）は、戦争を放棄する（＝せねばならない）」と書いたのだ。GHQ 民政局（＝チャールズ・L・ケーディス大佐）は、そうしたマッカーサーの意をしっかりと汲んでいたため、GHQ 草案では、この部分は受動態文で統一されて、権威的イメージを一層強めている。この攻勢を、日本政府案は日本語の特性を活かして、主語のない能動文に変えることによって、辛うじて暈し逃れようとしているかのようだ。芦田小委員会になって、あらためてパリ不戦条約との対応が想起されたに違いなく、「それらしく」なるように、ということで、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の一文を冒頭に冠して、完全能動文による「日本国民」の宣言文がやっとできあがった。

さらにますます重要なところに踏み込んでみよう。「マッカーサー・ノート」の当該項では冒頭に「国家の主権的権利としての戦争 war as a sovereign right of the nation」を廃止するとなっている。パリ不戦条約では「国家的政策の道具としての as an instrument of national policy 戦争」を放棄する、とだけ言われている。マッカーサーは、そういう道具とか手段とかを用いることを放棄する、というように以前に、「主権」としての戦争が廃止される、といている。その意味では、「戦争」の定義が両者間でまったく異なっているのだ。マッカーサーは言う、日本の主権を剥奪する、だから日本は戦争を放棄する、放棄せざるを得ない、たとえ自分自身の安全保持のためであってもそうである、と。「自分自身の安全のため」にすら戦いを禁ずるとするのはさすがに度が過ぎていたと感じたケーディスは、その部分だけは削除した。でも「国家の主権的権利としての戦争」という語句は、そのまま GHQ 草案に出てきたのだから、日本側がその扱いに苦慮した様子は容易に推察される。おそらく、「戦争」は「国家の一つの主権的権利」と表現されて、不定冠詞付きの主権的権利として扱われているのだから、それでもって国家主権そのものとかその全部とかが指し示されているのではない、という解釈から、「国の主権の発動たる戦争」という表現に改められる。国の主権がいろいろな形をとって発動し得る、その一形態としての戦争を差し控えるというニュアンスをもたせようというわけだ。さらに芦田委員会によって「国の主権」は「国権」と書き換えられた。「国権」とは耳に馴染みにくい言葉だが、第41条に「国会は国権の最高機関」という使い方をされていることをも考え合わせてみると、それは、国家の権力を、それが立法とか行政とか司法あるいは外交、軍事というように分岐して実際に具体的な形をとって機能してくる、そういうところに着目して表現する言葉のようである。その限りそれは、「主権」に比べて一段派生的な次元での捉え方を示している。だから「国権の発動たる戦争」といえば、それは確かにパリ不戦条約にいわれた「相互間の関係内での国家的政策の道具としての戦争」に近い意味のものになってくる。このことと、先述の「日本国民は」という主語の付加のことを併せて考えてみればはっきり分かるとおり、結局この第9条第1項は「日本国民は国の権力の一部門の一発動形態としての戦争を永久に止める」という意味合いになって、パリ不戦条約第一条に見事に対応した宣言文が出来上がっている。巧く書き換えたものである。マッカーサーの意図を、日本側がいろ

いろ気を廻して取り繕い偽装した、その結果がこれである。それは、「日本国民」を欺き、剩え陶醉に陥らせるほどの強い効果を持つものであった。今や「日本国民」は、第9条第1項に投影された、パリ不戦条約と同じ精神のもとに宣誓する自分の姿——虚像だ！——に、酔っているではないか。

敢えて「偽装」と言い「欺き」と言おう。もとより、政府案の作成や芦田委員会修正に関わった人たちの努力を多とするに吝かではない。できることがきわめて限られていた中での、無念の想いと戦いながらの精一杯の奮闘であったろうことも、推察に難くない。しかし結果として、彼らは、マッカーサー＝GHQの条文を出してきた意図を知っていながら、むざむざそれを日本人が受け入れやすいものに作り変えた。いや、たんに受け入れやすいというだけではなく、後々までそれを自分自身が望んだものとして、まさに後生大事にするような自己欺瞞の意識状態を、日本人のために決定的に用意してしまった。権力によって押しつけられたものを、偽って自分自身の意志によるものとして受け入れ、後々、繰り返し繰り返し、これは有難い良いものだ、自分があの時これを受け取ったのはほんとうに幸せなことだったと、自分に言い聞かせつつ生きていく——こんな生き方を余儀なくされた者の意識は哀れで悲しい。

でも所詮偽装の効く範囲には限りがある。そのことを如実に物語っているのが、第9条第2項の存在である。そこには、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」というごとき、パリ不戦条約の条文からは絶対に引き出されようのない文言が、あたかも第1項の「系」であるかのごとくに続いている。考えてもみよう、パリ不戦条約は、強力な軍備を持つ「列強」諸国が、それを実際に使うと互いに大きな損害を受けかねないから、使わないことにしようというて約束している、いわば強い者同士の協定である。お互いに強い者だからこそそういう申し合わせもできる。それらの国々が、進んで自らの武装解除を申し出るなどというようなことは、金輪際あろうはずがない。問題のこの部分、英語原文では一貫して権威的な受動態で書かれていたのが、日本政府案では主語のない擬似能動文のようなものになっていた。芦田小委員会の修正によって第1項の冒頭に付けられた主語「日本国民は」は、文法的にはこの部分つまり第2項にもそのまま有効とみなされ、かつ「保持してはならない」が「保持しない」と変えられたので、結局この部分も「日本国民は陸海空軍その他の戦力を保持しない、国の交戦権を認めない」と読める、というより読まざるを得ないことになった。「日本国民は日本国の（他国様相手の）交戦権を認めない」とはいったいどういうことだ、いやしくも国の憲法の条文たるにおいて、これほど恥ずかしいものがあるだろうか。そういうと、第9条信者は、例によってウルトラ観念論者の本領を發揮して、「いや、ここに『認めない』と発言しているのは人類である」と開き直る。世界人類が日本国家に限って他国と交戦する権利を認めないのとたまっている、というのだ。とても付き合っていられないおめでたさである。仕方ないから、もう一度だけ事実関係のおさらいをしよう。マッカーサーは、「日本から主権を奪う、だから日本はもう戦争できない、たとえ自衛のためであってもできない、陸海空の常備軍は保持できない、たとえ何らかの折に臨時に軍隊組織を作っても、それで他国と交戦状態に入ることは認めない」という意味のことを単純明快に語った。GHQ案では最後の部分がいつそう厳しく「日本の国には他のいかなる国との交戦権も認められない」という言い方になった。そのGHQ案第8条を、日本側が弄り回した結果、その前半部は上述のとおり、パリ不戦条約の条文並みの宣言文であるように体裁を繕って、第9条第1項とすることができた。でも後半部はどうにも偽装しようがなかった。それでこれをそのまま第2項として入れてしまった。そのことの当然の報いに、この後日本人は苦しむことになる。

さて、まだ言い残していたが、芦田小委員会修正のうち最も効果を発揮した部分として、第2項の冒頭に付けた「前項の目的を達するため、」の語句を挙げる人は多い。その人々によれば、この付け加えのおかげで、第2項の語る「戦力不保持」が、第1項で語られた「戦争放棄」に対応する範囲に限られた、というのである。第1項は、自衛戦争まで放棄するとは言っていない（これはケーディスのおかげ）ので、侵略戦争に限って放棄するという意味だ。だから「前項の目的を達するため」戦力を保持しないとえば、それは侵略戦争をする戦力を保持しないということだ、逆に言えば、自衛のための戦力なら持つことができるということだ——この理屈が「解釈改憲」の道を開いた、というのは確かであろう。そうである以上、なるほどこの付け加えが戦後日本の歴史の中で果たしてきた重要な役割を否定することはできない。しかし私などは、今あらためて第9条の第1、第2項を通して読むとき、それが第9条をほんとうに厄介なものにしてしまっているということを、強く強く感じないではいられないのである。第1項では「日本国民」が——実のところ言葉の上ではっきり侵略・自衛の区別をつけずに——戦争一般の放棄を宣言している。それに第2項が「前項の目的を達するため、」と続くことによって、「日本国民」の宣言はいっそう高調し、「だからいっさいの戦力を持ちません、私たちの国にはおよそ交戦権は認められません（ということをお認めます）」と結ばれて、結局第9条は全体として一貫した「日本国民」の人類に宛てての宣誓という調子のもので仕上がっている。第9条信者と言われる人々は、これをそのままそのとおりのものとして奉祀している。それで彼らは、日本が「戦力」にあたるようなものを持つと、いくら自衛のためと説明しても、人類に対する誓約違反という裏切りを犯すものだと、「国」を激しく執拗に詰ってやまないのである。だから、このいわゆる芦田委員会修正は、一言でいえば「姑息」なのだ。その姑息が、一方では解釈改憲というさらなる姑息を生み出し、他方では第9条信者という頑迷固陋の徒を生み出した。そうして現在に至っており、今そのしわ寄せを受けて、不当な扱いに悩まされているのは、いうまでもなく自衛隊員の人々だ。「日本国民」は皆、その生活の安全に関して自衛隊の人々の恩恵をすでに陰に陽に深く蒙っているのに、未だに「国防軍」の名称を贈ることもできずにいる。或る者たちに至っては、感謝の念を抱くどころか、自衛隊が少しでも外国との「交戦」とみなされる行動をとったらすぐに告発してやろうとばかり、監視の目を爛々と光らせている。いったい「日本国民」とは、どういう人たちなのであろうか。

ところで、ここでもう一度、GHQ 民政局による憲法草案作成の経過のことに思いを巡らせてみよう。先述のとおり、GHQ においてマッカーサー元帥から「マッカーサー・ノート」とともに民政局長・ホイットニー准将に草案作成の命が降されたのは1946年2月3日、翌4日にはホイットニーの下に民政局長25名による憲法制定会議が組織された。ケーディス陸軍大佐、ハッシー海軍中佐、ラウエル陸軍中佐の3名による運営委員会が会議の上層部を成し、その下に天皇、立法、行政、司法、人権、地方自治、財政にそれぞれ関わる7つの小委員会が置かれた。そして精力的な作業により、リンカーン大統領の誕生日に当たる2月12日を期して、憲法草案が作り上げられたのであった。「マッカーサー・ノート」の3原則中、2番目に書かれていたものについては、ケーディスがもっぱら担当して条文化したのであるが、それがGHQ草案の第8条から最終的に日本国憲法第9条となった経緯は、上に見られたとおりである。またこの第2原則から抜き出された一文を含む「前文」の作成に当たったのは、ハッシーであった。

では、「マッカーサー・ノート」に含まれていた他の2原則はどのように扱われて憲法条文に取り入

れられていったのであろうか。まず第1番目に書かれていた原則はといえば：

Emperor is at the head of the state. His succession is dynastic. His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsive to the basic will of the people as provided therein.

天皇は国の首席にある。彼の位は世襲である。彼の職務と権限は憲法に一致して行使され、そこに定められた人民の根本的な意志に対応する。

となっていた。この部分は天皇に関する小委員会で加工され、天皇を「象徴」であるとする第1条を含む7ヶ条となり、さらには日本政府案で1ヶ条増えて第1条から第8条までを構成することになった。残るは「マッカーサー・ノート」第3番目の原則であるが、その文面は：

The feudal system of Japan will cease. No rights of peerage except those of the Imperial family will extend beyond the lives of those now existent. No patent of nobility will form this time forth embody within itself any National or Civic power of government. Pattern budget after British system.

日本の封建制度は終わるであろう。皇族以外の貴族階級のいかなる権利も、現在生存している者たちの後まで引き続き及ぶことはないであろう。いかなる生まれによる特権も、今より以後、何らの国家的あるいは市民的な統制の権力を具現することはないであろう。予算は英国の制度に倣え。

であった。ここには日本社会の民主化方針の骨子が、きわめて短く記されているにすぎない。憲法草案の作成のためには、これに肉づけし、あるいはこれを敷衍し、適宜分岐させながら、詳細に条文化していかなくてはならない。その非常な労力を要する仕事が、各小委員会に課されたわけである。民政局員たちの努力が実を結んで、日本に民主社会の基礎が据えられた。その仕事に携わった人々のうちでも、ベアーテ・シロタ・ゴードン Beate Sirota Gordon 1923-2012 は私たちにとって特に印象深い。民政局勤めを始めて間もない、当時22歳の彼女は、人権に関する小委員会に所属し、幼少時の日本在住経験と日・英語をはじめとする堪能な語学力を活かして、幅広い資料に当たって法案起草に活躍した。自らの信念に基づき、両性の平等に基づく家庭の確立と児童の教育を受ける権利の保証を憲法に盛り込もうとした。彼女の起草による条文の代表的なものは、GHQ草案の第23条であって：

The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

と書かれていた。文案には日本側での修正が加えられたものの、その趣旨は、下記のとおり日本国憲法第24条に伝わっている：

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

戦時中に米国籍を取得していたベアーテは、戦後ニューヨークに住んで、フェミニストの舞台芸術監督として活躍し、憲法起草に携わった者たちのうちで最も長く生きた。彼女のそういう経歴や思想に対して、「押し付け」論者・改憲論者の中には反発を露わにする人もいるようだが、それは明らかによくない、偏狭な態度である。彼女は、あくまで善意により、日本の社会に人権尊重の精神をもたらすことを願って、理想にかなった条文を作り出そうと努力したのである。事実、現憲法中彼女の起草に基づく前記の第24条をはじめとする第25、26、27の諸条は、国民の権利を保障する内容として、今も私たちが世界に誇り得るものである。彼女の貢献に対しては、素直に感謝しなくてはならないであろう。いや、彼女に対してだけではない。小委員会の努力によって作り上げられた、人権や三権分立の仕組みに関する諸規定は、総じて日本社会の民主化の基礎となるにふさわしいものであった。日本人による制定委員会でこれだけの成果を上げ得たかといえ、正直それはあやしい。その意味で、日本国憲法を「恵贈」されたものと見るべき理由は、やはりあるのである。

とはいえ、「それはそれ、これはこれ」ということがある。今私たちが評価したのは、「マッカーサー・ノート」の第3原則から発展し分岐して詳細な展開を示すに至った、いわば憲法中の各論部である。敢えて語弊を承知の上で言うならば、それは授与された憲法のうちの枝葉の部分である。根幹はあくまで「マッカーサー・ノート」の第2原則にある。憲法授与の根幹を統る精神とでもいうべきもの——それはフェミニスト、ベアーテが理想に描くような世界のおよそ対極にある、といわねばならない。それは究極の男社会の、想像を絶する強大な権力による凄まじい懲罰意志だ。日本の主権を剥奪する、日本はもう永久に戦争をできない、放棄せざるを得ない、軍隊は持てない、交戦権は認められない——敗者に向けられたこの仕打ちの恐ろしさを、何に例えようか。敢えて言うが、それは男社会から物理的に永久追放するような、そういう刑罰の執行を、私には連想させるのだ。

ついでのこと、アソーシアティブ系の話を少しだけ続けるのをお許し願いたい。上のような種類の「刑罰」を施した者がいるとして、その者が自分の行なった処置の正しさを説明しようとするれば、それは対象者が凶悪な性犯罪を冒した者であり、しかも再犯の可能性を強く宿している者であったからやむを得なかったのだ、といった理由づけをするに違いない。だから今、日本に対するあの時の主権剥奪の執行をあくまで正しかったと主張しようとする勢力——それは実際のところは主として直接に手を下した者たちではなく、後から便乗してきた者たちなのだが——は、日本軍の行なった性犯罪の規模の大きさと凶悪さを徹底的に言い募って止むことがない。彼らは「南京レイプ rape of Nanking」といい「性奴隷 sex slave」という語を使って、日本軍は史上類例のない凶悪な性犯罪の蛮

行を集団で働いたと言い、その犯罪主体を日本軍から日本国へ、そして日本人へと遡及させることによって、日本人を世界の中の性犯罪者の子孫、性犯罪国民に貶める。さらに国内で彼らに呼応する変態の勢力が、「加害の事実に向き合えない不誠実な日本人」を責め続け、「日本を再び戦争のできる国にしてはならない」と絶叫せんばかりに訴えかけている。もちろん私たちは、日本の軍隊が侵略と残酷行為を行なったという事実があることを否定しない。事実を事実として認識し反省する努力を、日本人として決してゆるがせにしてはならない（ちなみに私は日本の軍隊の残忍性解明の鍵は、近代日本人が国民軍ではなくて「皇軍」しか作れなかったというところにあるのではないかと思っている）。しかし、出来事をその犠牲者の数においても、残忍さの質においても、いいように誇大宣伝され、政治上の意図に利用し尽くされている状況に、甘んじていいはずはない。「性犯罪国民」の汚名を負わされた日本の子供が、特に男児が、いったいどのようにして育っていくことができるのか。学校の教師に南京での蛮行の事、従軍慰安婦に対する獣行為のことを、したり顔で教え込まれ、修学旅行の土下座行脚までさせられれば、日本の男子は普通なら萎える、反発心の強い者ならばグレて自身も性犯罪を冒す者になってしまう。そんな日本の男に、日本の女は魅力を感じない。だから当然外国人の男を選ぶ。日本の国は確実に崩壊へと向かっているのだ。このままではいけない。何とか踏みとどまり巻き返しを図らねばならない。元来、男児は育っていく過程で、性のことを含めて測り知れない力が自分の内に湧いてくるのを意識するものだ。その男児を適切に導いて、湧き上がる力を自分で制御し人々のために正しく使用できるようにしてやるということに、社会の将来はかかっているといっても過言ではない。だから子供たちが道を見いだせるような状況を、早急に作らなくてはならない。そのためには、性道徳を含めて、日本人の品性の高さを示し得るような道徳観を確立して、それを個々の実践により確証して世界にアピールしていかねばならない。誤解を晴らそう、汚名を雪ごう。ただしそれは、武士道とは別のものによってでなくてはならない。武士道は今述べた目的には適わない、いやむしろたいへん有害なものである。いくら私たちが個々の武士の気高さを讃え、歴史上の代表的な武士に英雄の姿を見ようとしたところで、武士たちの作った社会は所詮武力による抑圧支配の権力構造であり、そこに女性蔑視の蛮行——まさに性奴隷と呼ばれるべき実態——が蔓延っていたことは、覆うべくもない歴史上の事実である。世界の人たちは、そんな社会のモラル・コードに郷愁を抱く日本人に不信の念を禁じ得ない。武士道を西洋の騎士道に対比しようという日本人のもくろみも無駄である。なぜなら騎士道がなお今日の人々から一定の評価を受けるのは、それが女性尊重、恋愛精神を含んでいる限りにおいてであるが、武士道はその点でまさに正反対の様相を呈するものだからである。アイリス・チャンは南京レイプを引き起こした有力な要因に“bushido”をあげている。また私自身の経験で言えば、十数年前、大英博物館の書籍売り場で何気なく手にした“bushido”ものの日本解説書が、表紙といわず挿絵といわず、至るところ卑猥な春画で飾られているのに気づいて、実に嫌な気持ちになったことがある。武士道に対する世界の認識はそんなものである。だから今私たちが、日本人がファイティング・スピリットを持つことのできた時代を懐かしむかのように、スポーツのナショナル・チームに「サムライ」の名を冠して送り出し、大挙日の丸を振っての応援に繰り出しても、それは日本のイメージ・アップに資するものでは絶対でない。逆にイメージ・ダウンを助長するものだといって間違いない。私たちはいい加減、「武士道」観念による呪縛から解き放たれ、武士道とは縁を切って、それとは別のものによって日本人の品性を表現する道を見出さねばならないと思う。



さて最後にもう一つ、見ておかななくてはならないことがある。マッカーサーはいったい、日本の「防衛」というよりは「防備」をどう考えていたのであろうか。戦争を（自衛目的のものまで含めて）放棄させる、軍隊を持たせない、交戦権もいっさい認めない、と占領者の権限で申し渡そうとしたわけであるが、いやしくも近い将来に独立を回復させてやろうとする国に憲法を与えるのである。独立国家を無防備で裸のまま国際社会の中に抛り出すことは、いくら何でもできるはずがない。ではマッカーサーは、日本の国の防備の保障について、どういう見通しを持つことができたのであろうか。その答えを見つけるのは別に難しいことではない。ノートの第2原則から抜き出して「前文」の中に組み込まれた、あの一文を思い出してみさえすればよいであろう。「日本は、自分の防衛と保護とを、今や世界を動かしつつある、より高い諸理想に委ねる **It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.**」というのであった。国家の主権的権利としての戦争を禁じられた日本が頼るべき「より高い諸理想」といえば、その意味するところは、国家主権を超える高次の世界的安全保障の理念であり、かつそれを実現する世界政府的組織であるに違いない。つまりそれは1945年6月26日における憲章署名に続いて、同10月24日に活動開始した「国連」のことにほかならない。端的に言って、マッカーサーは、「日本は国連の保護国となる」と述べているのだ。

「国連」つまり「国際連合」と、日本人はたいへん気の利いた訳名をつけているが、もとの（英語での）名称は、**United Nations (UN)** すなわち「連合国」である。枢軸国の軍国主義を打倒すべく立ち上がった国々を糾合して世界的な安全保障機構を設立しようという構想は、憎日王フランクリン・ルーズベルトの肝煎りで、対枢軸国戦の主力となっていた米・英・ソおよび中華民国を中心に進められた。ルーズベルトの提案による“**United Nations**”なる呼称が初めて用いられたのは、対日戦開始後まもなく1942年1月1日に26カ国の代表がワシントンD.C. に集まって出した共同宣言においてであるという。1945年4月25日から50カ国の代表がサンフランシスコに（！）に集まって憲章の採択・署名に向けての最終的な会議を行うが、ルーズベルトはその少し前に死去していた。そこで、会議においては国際機構を表わすのに“**United Nations**”では不適切ではないかという、もっともな意見も出されたのだが、ルーズベルトへの敬意から、その名称をそのまま用いることになったという。サンフランシスコ会議が始まってまもなく、ドイツは降伏した。残る敵は日本だけである。敵国日本が絶望的な抵抗を続ける姿を太平洋の向こう側に見晴かしながら、国連設立の最終準備は進められた。国連は、日本膺懲を起動力として成立し発足したのである。会議の期間中にアメリカ代表の国務長官エドワード・ステティニアスをはじめとする枢要な人たちがホテルの別室に集まって原爆使用の計画を話し合ったともいわれる。そうであるとしたら、日本への原爆投下は、「国連」の最初の軍事戦略であったということになる。

そういう状況をも考え合わせてみれば、「マッカーサー・ノート」の背後に「国連」の権威があることは明白であるといえよう。日本は「国連」によって制裁を加えられ、占領下にある。連合国軍 **Allied Powers** の最高司令官たるマッカーサーは、「国連」を代表して占領行政を行う立場にある。彼は、日本に対する罰として、その国防機能を永久的に奪うが、将来日本が「独立」を回復した時には、「国連軍」による保護を約束するというのだ。「マッカーサー・ノート」の件の一文を引き出して「前文」の作成にあたったアルフレッド・ハッシー中佐は、マッカーサーの意向をよく理解して作文した。それで「前文」は、「日本国民」が前半で内治としての主権が自分たち国民に由来することを宣言し、後半では自分たちの安全と生存つまり対外主権に関わる部分で世界の平和を愛する諸国民の正義と信義へ

の従順を誓うという、格調高い宣誓文に仕上がったのである。日本国憲法前文を何回読んでみても、そこに、悪さをした懲らしめに、クラスの皆の前で反省文を読み上げさせられている学童の姿しかイメージできない私は、ひねくれの度が過ぎているのであろうか。

ところで、あらためて言うまでもないことではあるが、国連は一個一個が十全な主権を備えた諸国家の集合体である。なるほど国連の目的の中には、軍事面だけではなく経済・社会・文化・人道の広汎な面にわたっての協力関係の構築が掲げられ、それらの面において国連がボーダーレス化、グローバル化を推し進めていくという方向性は現われていた。しかし、”United Nations”はその名の示すとおり、基本的にはあくまで、共に戦っている国々との連合であり、将来にわたって相互の安全保障のための組合になろうとするものであった。国連憲章が作られつつあったとき、諸国は現にまだ「敵国」の抵抗を目の前にしていた。自らの軍備をほんのわずかたりとも縮小することなどあり得ない。だから憲章第2条第1項に「この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎を置いている The organization is based on the principle of the sovereign equality of all its Members」と謳われ、すべての構成国に十全な主権が保障されたのである。もっとも実際には、大国の思惑から、「主権の平等」原則に合致するかどうか疑わしい仕組みを作ることに決められていた。すなわち戦争を主導した四カ国とイギリスの友情によって加わったフランスの五カ国が安全保障機構の運営に常任的に携わるものとされ、それらの国々には、有事における「国連軍」結成・派遣の決定権およびそれに対する拒否権がある、とされた。だから国連は、加盟国の主権の平等を基本原則としながらも、「5大国」には特別に、国家主権を超える権限が認められる、という構造になっていた。ところが、将来日本が、上述のような条件で加入してくるとなると、そこには主権の制限された、つまり主権において他の国々よりも一段と劣った国が加盟国になる、という事態が生じて来るわけで、それははっきりと憲章第2条第1項に矛盾する、ということになろう。もちろんマッカーサーが当時そこまで心配する必要はなかったであろうが、その問題が生じてきた時のための用意は、国連の方でちゃんとなされていたのである。すなわち憲章第107条に：

この憲章のいかなる規定も、第二次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない

Nothing in the present Charter shall invalidate or preclude action, in relation to any state which during the Second World War has been an enemy of any signatory to the present Charter, taken or authorized as a result of that war by the Governments having responsibility for such action.

といわれている。これによって明らかに見通されるとおり、日本は、独立「回復」した暁には、希望すれば一個の主権国家として国連に加盟することが可能である。ただし占領中に採られた主権制限の処置は無効にされることはできないので、加盟国としては例外的なことではあるが、自主防衛の能力を持ち得ない。国連軍に防備を委ねるしかない。だから日本の国土内には永続的に基地が置かれ、国連軍が駐留することになる。もちろん基地維持の費用は日本の負担である。実際上は駐留するのは多国籍の国連軍ではなくて、占領時からの継続により米軍が国連軍の業務を代行する形になる可能性は強

い。将来的には現地日本人の間から国連軍兵士を募集することも見込めるであろう。そのように日本を戦後の国際秩序の枠組みの中にはめ込む用意はできていたのである。いや実際にそれは適用されたと認識するのが正しいであろう。

少なからぬ人々が、日米安保条約は平和憲法に反していると思込んでいるようだが、その認識ははっきり誤っている。上述のことから明らかなとおり、日米安保条約は憲法第9条の必然的帰結である。第9条を背負った日本にとって、安全保障条約という名前の保護契約をアメリカとの間に交わすことは、独立「回復」のための不可欠条件であった。占領軍であったアメリカ軍に、以後は保護軍隊として永続的に駐留する権利を保障しないことには、サンフランシスコでの連合諸国との講和は可能でなかったのである。1951年9月8日、列国との平和条約署名と同じ日に署名され、翌52年4月28日、平和条約と同じ日に発効した日米安保条約は、その前文に国連憲章との整合性を鮮明にして、次のように言う：

The Treaty of Peace recognizes that Japan as a sovereign nation has the right to enter into collective security arrangements, and further, the Charter of the United Nations recognizes that all nations possess an inherent right of individual and collective self-defense.

In exercise of these rights, Japan desires, as a provisional arrangement for its defense, that the United States of America should maintain armed forces of its own in and about Japan so as to deter armed attack upon Japan.

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその付近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

しかし、この時点で日本はまだ国連加盟を認められていなかったのであるから、条約は暫定的性格たることを免れない。そこでさらに第4条には次のように言われる：

This Treaty shall expire whenever in the opinion of the Government of the United States of America and Japan there shall have come into force such United Nations arrangement or such alternative individual or collective security dispositions as will satisfactorily provide for the maintenance by the United Nations or otherwise of international peace and security in the Japan Area.

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

このように、あくまでこれは国連による正式な保護活動が開始されるまでの繋ぎである、という条

約自身の自己説明は明快なものである。しかしながら問題は、この時点で既に大きな情勢変化が起こっていた、ということである。米軍はもう国連保護活動の代行者ではあり得ない、米軍にその資格はない、と多くの人々が思わざるを得なくなっていたのだ。アメリカは明らかに、ナショナリズムを完全吸収したアジア版ボルシェヴィズムの浸透力を見くびっていた。日本占領の業務執行中のマッカーサーがはじめてその恐ろしさに気づいた、といっても過言ではない。アメリカは、東アジア安定のかけがえのないパートナーとなるはずだった蒋介石の政権が大陸から追い落とされるのを、手を拱いて見ているほかなかった。朝鮮半島有事にあたっては強引に「国連軍」を名乗ったものの大苦戦、ヴェトナムではついに民族の独立を妨げようとする帝国主義侵略者の役割を演ずることになってしまった。日本に置かれた基地は、ヴェトナムへの出撃拠点として利用され、特に長く施政権を保持し続けた沖縄には、その戦略的位置の重要さもあって、基地がどんどん集中した。そして日本に対しても、米軍の活動を後方支援できるほどの戦力——それはアメリカの意図からすれば「国連軍予備隊」とでも名づけたかったに違いない——を持つことを求めるに至った。アメリカのこうした変化は、日本人の心を底知れぬ困惑の中に陥れるに十分すぎるものであった。日本は1956年に国連加盟を認められ、1960年には日米安保条約改定の課題に取り組むことになるが、その時には国内「平和勢力」が「日米安保条約によって日本は戦争に巻き込まれる」とか、あるいはさらに進んで「日米安保条約は日本帝国主義が米帝国主義の侵略戦争に加担するための道具」と喧伝して、大混乱を引き起こした。以来、「反米 — 親米」「護憲 — 改憲」という二つの対立軸の奇妙な捻れが、日本人の意識を、世界中の他国民に類例を見ないほど変態的なものにしてしまっ、現在に至っている。

近年、保守政権の側から、「戦後レジームからの脱却」ということが言われるようになってきた。私は、その標語に対する賛成を惜しまないものであるが、そこで重要なのは、「戦後レジーム」という語で私たちがどれだけの内容を把握できるか、ということであろうと思う。私の考えでは、日本にとっての戦後レジームというものは、日本国内のことばかり見ても到底捉えられるはずもない。それは、世界の中での日本国の位置づけとか日本人の振る舞い方とかを規制している、そういう大きな枠組みのことでなくてはなるまい。すなわち上に述べてきたような意味での国連世界秩序の枠組みからの脱却が、今の日本には求められている、ということだと思う。でも、ただこう言ったのでは、誤解される危険性はきわめて大きいであろうから、いささかくどくなるのを承知で、先に述べた内容をまとめる形で説明を加えてみよう。日本は、主権に欠損を負った特殊な国として国連の成員になった。そのことによって国際的平和秩序の中でひとり負わされ続けることになった、制限・拘束から今や自由になるべき時だ、ということである。日本が実質的に欠格者でありながら国連加盟を認められたとき、日米安保条約はすでに国連による保護措置発動までの過渡的形態という意味を失っていた。そしてそれは60年における改定によって、はっきりと、特定の2国間で私的に結ばれた条約に変質した。つまり日本は、その防衛を国連の成員の中の特定の1国による保護に頼っている被保護国家として、国連内に特異な居場所を保つことになった。その日本にをさらに困難な立場に追い込むことになったのが、71年、中国「代表権」の交代だ。一党独裁で軍部の覇権主義も顕な政権に5大国の一角たる地位を与えれば、最近隣の日本に行く行くどれだけの重圧が加わることになるか、そんなことは十分に分かっていたいながら、アメリカは「盟友」蒋介石の政権を切り捨ててまで、代表権交代を容認したのであった。その時アメリカの姿は、明らかに四半世紀前とはうって変わっていた。力関係の推移の中で、できるだけ上手に自分の地位を強く保とうと画策する、普通の一大国に成り下がっていたのだ。

前述した国連憲章第 107 条は、同第 53 条と並ぶ、いわゆる「敵国条項」である。ちなみに第 53 条の方は：

1 The Security Council shall, where appropriate, utilize such regional arrangements or agencies for enforcement action under its authority. But no enforcement action shall be taken under regional arrangements or by regional agencies without the authorization of the Security Council, with the exception of measures against any enemy state, as defined in paragraph 2 of this Article, provided for pursuant to Article 107 or in regional arrangements directed against renewal of aggressive policy on the part of any such state, until such time as the Organization may, on request of the Governments concerned, be charged with the responsibility for preventing further aggression by such a state.

2 The term enemy state as used in paragraph 1 of this Article applies to any state which during the Second World War has been an enemy of any signatory of the present Charter.

1 安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。もっとも、本条 2 に定める敵国のいずれかに対する措置で、第 107 条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

2 本条 1 で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

である。これら敵国条項に、日本はドイツと共に苦しめられてきた、と言われたりする。日本政府や日本人がそう考えたいのはよく分かるが、それでは事態を正確に言いあらわしてはいない。「日本が」苦しめられてきた、というべきだ。なるほどドイツも苦しめられてきたに違いないが比較にはならない、ということに日本人は気づくべきだ。国連憲章が作られたとき、悪ドイツはもう滅んでいた。新生ドイツに対する敵国条項適用の必要ははじめからほとんど考えられていなかった。その点日本はまったく違う。憲章が作られる時、現に目の前に存在した敵国だ。敗戦後もドイツと違って国は「存続」した。国家の自己同一性は損なわれていなかったのだ。

日本の置かれた特殊な立場からくる弱さを、日本を抑えることを意図する国なら、徹底的に衝いてくるのは当然だ。すでにソ連＝ロシアは、敵国条項を根拠に択捉・国後の領有問題には決着がついたと確信している。日本以外の世界の国々もそれで了解している。注目すべきことには、なかんずくドイツがいちばん理解を示している。それが厳然たる事実だ。敵国条項そのものはすでに 1995 年以来、削除の方向で努力することが申し合わされているが、加盟国の批准手続きが進んでいないので、なお存在し続けている。今後も意図的にこれを持ち出される可能性は決して消えていない。もしも尖閣諸島で事が起これば、中国政府は必ず「日本軍国主義の復活」という言葉と共にこれを掲げてくるであろう。私的な「同盟内同盟」にすぎない日米安保条約で、それに対抗できるはずはない。アメリカはそこまで日本を助けない、助けられない。中国が尖閣に今すぐ手を出さないのは、武力に訴えて部分的

に切り離すまでもなく、「琉球独立」で一挙に解決できるという見通しを持っているからにはほかならない。沖縄に住民投票を仕掛ける時機を、虎視眈々と覗いているのだ。

もっともこういうことを言ったからとて、私には、日本は国連に対して非協力的に、あるいは反抗的になるべきだ、などと主張するつもりはさらさらない。その点は正反対であって、日本はこれまでも増して国連に貢献していくことが必要だと考えている。先にも触れたとおり、国連は、当初からその目的の中に経済・社会・文化・人道の広汎な面にわたる全世界的協力関係の構築を掲げていた。それに賛同できたからこそ世界の多くの国々が加盟し、実際にその目的にかなった活動がさかんになされて、大きな成果を上げて今日に至っている。日本も他の国々同様、そうした国連の活動の恩恵を受け、国連の示す規準に従って社会の改良に努めてきた。今後ますます、国連の諸活動に国としても貢献の度を深めるとともに、日本人の間からその活動に参加する人々を輩出したいものだと思う。そのためにこそ、日本は普通の一加盟国としての資格を認定されるべきだ。他の加盟国と等しく、フルな主権を備えた国家として、存分の活動をするようになってほしいと願うのだ。

憲法を改正して、自主防衛の権利を明記し、そのための組織にしかるべき名称と位置づけを与えよう。いわゆる集団的自衛権の行使は、国連の平和維持活動への参加協力という方向に絞って明確化すべきだ。そしてついでに、と言っては何だが、憲法「前文」も書き換えて、もっと晴れやかに明朗に国際貢献の意思表示をする文章にしたい。そして国連内では、各国に鋭意働きかけて、総会の決議を批准してもらい、敵国条項が完全に削除されるように努力しよう。安保理の常任理事国になりたいなどと考える必要はない。むしろ「拒否権」を持った5大国による支配体制を打破すべく、国連構造改革の旗頭となって働くべきであろう。核兵器廃絶運動に主要な役割を担うのも、日本の仕事であるはずだ。私的な「同盟内同盟」である日米安保条約は、将来的には廃棄されるべきものであるに違いない。その不可欠前提としての東アジア地域の平和秩序を打ち立てるために日本人は、誇張でなく、自らの持つ美德のすべてを挙げて中国・中国人との誠心誠意の付き合いを——忍耐強く——続けていかなくてはならない。「東アジア共同体」だの「主権の移譲」だのという利いたふうな言葉、学者の未来論ならともかく、現実に政治の指導的立場にあるような人に、思いつきで口にしてほしくはない。およそ何らかのものを「移譲」しようとするからには、まずいったん、その当のものをしっかり自分の手に収めていなくてはならない。それがたしかに全体として自分の手にあることを確認してから、はじめてそれを分割するなり他者に委ねるなりすることができる。それはほとんど自明の理といってもよいが、しっかり飲み込んでおきたいというなら、ドイツ連邦共和国基本法第23条の変貌の経緯について勉強してみるのもよいだろう。でも、そういってもそれを一向に分かろうとしない人々が、今の日本には多くいる。なかには、国家主権というものはグローバル化の趨勢の中でより上位の共同体にどんどん移譲されていき、主権国家は世界の舞台から「退場」していこうとしているのであるから、すでに部分的移譲を果たしている（「人類」に？）日本は、他の国々に先駆けているのだ、などと固く思い込んでいる人たちがまである。何かの間違いで、そういう感覚の人が指導的地位に就いてしまったら大変だ。もう「移譲」などという観念的な言辞を弄しているまでもなく、物理的な「割譲」が遠からずして起こってくるのは避けられないであろう。沖縄は、日本が自主防衛権を確立して、「本土」の一部として——「本土並み」というようなごまかした言い方ではなく——自己の責任において守っていくという態度を明確にしない限り、今後維持可能とは思えない。

「東京裁判」におけるラダビノード・パル判事は、独自の判決文の中で、日本の行った戦争を一方的

に侵略戦争と断定するのは無理であるということ立証するとともに、侵略戦争を裁くことは、将来世界連邦政府が成立した時に初めて可能になる、との見解を示した。パル博士はその後、国連の国際法委員長を勤めている。もちろんパル博士は、現実の国連が大国支配体制の枠組みによって規定されていることを見逃したわけではなく、あくまでも国連がその理念のうちに世界連邦政府の樹立への方向性を含んでいる、その面を評価して、そのための国際的法秩序の整備に協力を惜しまなかったのであるに違いない。そういう態度においても、博士は、私たち日本人に模範を示していると言えるのではないだろうか。全世界的・全人類的共同体の確立は、皆の理想であり悲願である。その理想に向けて、国連が先頭を切っているのであるから、それに協力し貢献すべきである。しかし同時にその国連といえども一個一個の主権国家によって構成されており、また実際人々の生活はそれぞれの国家を基盤として営まれている、という現実をしっかりと見据えて、だからこそ国家間での不正を無くすべく、不正を被らず不正を加えず、自らの権利を主張し他の権利を尊重する、いわば国家的存在としての公正さを守っていく生き方が人間には求められているに違いない。私たちは日本人として、そういう自覚を素直に表現する道を拓いていきたいと願うのである。

---

## [付録]

### ◆ドイツ連邦共和国基本法より

#### (I) 前文 Präambel

(1949年5月23日に制定された時のもの)

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、その国民的および国家的統一を保全せんとする意思と、合一されたヨーロッパにおける同権を有する一員として世界の平和に奉仕せんとする意思に満たされて、バーデン、バイエルン、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン、ヴェルテンベルク＝バーデンおよびヴェルテンベルク＝ホーエンツォレルンの諸ラントにおいて、過渡期のあいだ国家生活に一つの新しい秩序を与えるために、その憲法制定権力に基づいて、このドイツ連邦共和国基本法を議決した。ドイツ国民は、〔この基本法制定に〕協力することのできなかつた、かのドイツ人たちのためにも行動した。全ドイツ国民は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由とを完成することを、引き続き要請されている。

Im Bewußtsein seiner Verantwortung vor Gott und den Menschen, von dem Willen beseelt, seine nationale Einheit zu wahren und als gleichberechtigtes Glied in einem vereinten Europa dem Frieden der Welt zu dienen, hat sich das Deutsche Volk in den Ländern Baden, Bayern, Bremen, Hamburg, Hessen, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Schleswig-Holstein,

Württemberg-Baden und Württemberg-Hohenzollern, um dem staatlichen Leben für eine Übergangszeit eine neue Ordnung zu geben, kraft seiner verfassungsgebenden Gewalt dieses Grundgesetz der Bundesrepublik Deutschland beschlossen. Es hat auch für jene Deutschen gehandelt, deren mitzuwirken versagt war. Das gesamte Deutsche Volk bleibt aufgefordert, in freier Selbstbestimmung die Einheit und Freiheit Deutschlands zu vollenden.

(1990年再統一達成とともに変更された、新しい前文)

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、合一されたヨーロッパにおける同権をもった一員として世界の平和に奉仕せんとする意思に満たされて、その憲法制定権力に基づいて、この基本法を制定した。バーデン＝ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク＝フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、シュレースヴィヒ＝ホルシュタインおよびテューリングェンの諸ラントにおけるドイツ人は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由を成し遂げた。これによりこの基本法は全ドイツ国民に適用される。

Im Bewußtsein seiner Verantwortung vor Gott und den Menschen, von dem Willen beseelt, als gleichberechtigtes Glied in einem vereinten Europa dem Frieden der Welt zu dienen, hat sich das Deutsche Volk kraft seiner verfassungsgebenden Gewalt dieses Grundgesetz gegeben. Die Deutschen in den Ländern Baden-Württemberg, Bayern, Berlin, Brandenburg, Bremen, Hamburg, Hessen, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Saarland, Sachsen, Sachsen-Anhalt, Schleswig-Holstein und Thüringen haben in freier Selbstbestimmung die Einheit und Freiheit Deutschlands vollendet. Damit gilt dieses Grundgesetz für das gesamte Deutsche Volk.

●1949年制定の前文において、基本法は過渡期における暫定的なものであると規定されていたのであるが、再統一達成により、その規定は不要となり、今度は、この基本法が「全ドイツ」にわたって効力を持つものであるということを謳う必要が出てきた。そこで上記のとおり、前文は大幅に変更されたのである。

---

## (II) 第 23 条

(基本法の適用範囲)

この基本法は、さしあたり、バーデン、バイエルン、ブレーメン、大ベルリン、ハンブルク、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン、ヴュルテンベルク＝バーデン、およびヴュルテンベルク＝ホーエンツォレルンの諸ラントの領域に適用される。ドイツのその他の部分については、この基本法は、その〔連邦共和国への〕加入後に効力を生じるものとする。

Art. 23. Dieses Grundgesetz gilt zunächst im Gebiete der Länder Baden, Bayern, Bremen, Groß-Berlin, Hamburg, Hessen, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Schleswig-Holstein, Württemberg-Baden und Württemberg-Hohenzollern. In anderen Teilen Deutschlands



ist es nach deren Beitritt in Kraft zu setzen.

●この第 23 条が、ドイツ再統一のためにたいへん効果的な働きを果たした。1955 年、ザール地方の住民投票で 3 分の 2 がドイツ帰属を望んでいることがわかったとき、西ドイツはこの条文に基づいてザール地方を迎え入れたので、57 年からドイツに復帰して「ザールラント州」となることができた。そして 1990 年、東ドイツの諸地域は再び 5 州（メクレンブルク＝フォアポンメルン、ブランデンブルク、ザクセン＝アンハルト、ザクセン、テューリンゲン）に編成されたうえで、各州が連邦共和国参加の意思決定をし、西ドイツが基本法第 23 条に基づいてそれら諸州を迎え入れた。ベルリンは東西統一されたうえで、連邦共和国に加入し、やがて統一ドイツの首都に決まる。

統一の達成とともに、この第 23 条は不要となり、いったんは削除されたのであった。ところが、92 年マーストリヒト条約批准に伴う基本法改正のときに、次に見られるような、まったく新しく生まれ変わった「第 23 条」が出てくることになった。

#### 〔1992 年改正による〕第 23 条

（欧州連合のための諸原則）

（1）統一されたヨーロッパ〔＝欧州〕を実現させるために、ドイツ連邦共和国は、欧州連合の発展に協力するが、この欧州連合は、民主的・法治国家的・社会的ならびに連邦的な諸原則ならびに補充性の原則に義務づけられており、本質的な点でこの基本法の基本権保障に匹敵する基本権保障を有しているものとする。このために、連邦は、連邦参議院の同意を得て、法律により主権を移譲することができる。・・・

〔略〕

（2）欧州連合に関わる事項においては、連邦議会は協力し、また諸ラントも連邦参議院を通じてこれに協力する。連邦政府は、連邦議会および連邦参議院に対して、包括的に、かつ可能な限り早い時期に、情報を与えなければならない。

Art. 23. (1) Zur Verwirklichung eines vereinten Europas wirkt die Bundesrepublik Deutschland bei der Entwicklung der Europäischen Union mit, die demokratischen, rechtsstaatlichen, sozialen und föderativen Grundsätzen und dem Grundsatz der Subsidiarität verpflichtet ist und einen diesem Grundgesetz im wesentlichen vergleichbaren Grundrechtsschutz gewährleistet. Der Bund kann hierzu durch Gesetz mit Zustimmung des Bundesrates Hoheitsrechte übertragen. Für die Begründung der Europäischen Union sowie für Änderungen ihrer vertraglichen Grundlagen und vergleichbare Regelungen, durch die dieses Grundgesetz seinem Inhalt nach geändert oder ergänzt wird oder solche Änderungen oder Ergänzungen ermöglicht werden, gilt Artikel 79 Abs. 2 und 3.

(2) In Angelegenheiten der Europäischen Union wirken der Bundestag und durch den Bundesrat die Länder mit. Die Bundesregierung hat den Bundestag und den Bundesrat umfassend und zum frühestmöglichen Zeitpunkt zu unterrichten.

\*同条は、以下、第 7 項までである。

●ここには欧州連合への「主権の移譲」という、重要な概念が示されているが、主権については元来、次の第 24 条においてさらに明確な規定がなされている：

第 24 条（主権の移譲、集団的安全保障）

（1）連邦は、法律により、主権（Hoheitsrechte）を国際機関に移譲することができる。

（1 a）諸ラントが、国家的機能を行使しおよび国家的任務を遂行することについて権限を有している限度において、諸ラントは、連邦政府の同意を得て、境界を接している諸施設に主権を移譲することができる。

（2）連邦は、平和を維持するために、相互的集団安全保障制度に加入することができる。その場合には、連邦はその主権を制限し、〔それによって〕欧州および世界の諸国民の間に平和で永久的な秩序をもたらし、かつ保障することに同意するであろう。

（3）国際紛争を規律するために、連邦は一般的・包括的・義務的な国際仲裁裁判に関する協定に加入するであろう。

(1) Der Bund kann durch Gesetz Hoheitsrechte auf zwischenstaatliche Einrichtungen übertragen.

(2) Der Bund kann sich zur Wahrung des Friedens einem System gegenseitiger kollektiver Sicherheit einordnen; er wird hierbei in die Beschränkungen seiner Hoheitsrechte einwilligen, die eine friedliche und dauerhafte Ordnung in Europa und zwischen den Völkern der Welt herbeiführen und sichern.

(3) Zur Regelung zwischenstaatlicher Streitigkeiten wird der Bund Vereinbarungen über eine allgemeine, umfassende, obligatorische, internationale Schiedsgerichtsbarkeit beitreten.

*\*Durch Gesetz vom 21. Dezember 1992 wurde nach dem Absatz 1 mit Wirkung vom 25. Dezember 1992 folgender Absatz eingefügt:*

(1a) Soweit die Länder für die Ausübung der staatlichen Befugnisse und die Erfüllung der staatlichen Aufgaben zuständig sind, können sie mit Zustimmung der Bundesregierung Hoheitsrechte auf grenznachbarschaftliche Einrichtungen übertragen.

\* (1a) は 1992 年改正の際に追加された項である。

---

### (III) 第 146 条

（基本法の有効期間）

この基本法は、ドイツ国民により自由な決断で議決された憲法が、発効する日に、その効力を失う。

Art. 146. Dieses Grundgesetz verliert seine Gültigkeit an dem Tage, an dem eine Verfassung in Kraft tritt, die von dem deutschen Volke in freier Entscheidung beschlossen worden ist.

●この条文は、1992 年改正の際に以下のとおり加筆された形になった：

ドイツの統一と自由の達成によって、全ドイツ国民に適用されるこの基本法は、ドイツ国民により自由な決断で議決された憲法が、発効する日に、その効力を失う。

Art. 146. Dieses Grundgesetz, das nach Vollendung der Einheit und Freiheit Deutschlands für das gesamte deutsche Volk gilt, verliert seine Gültigkeit an dem Tage, an dem eine Verfassung in Kraft tritt, die von dem deutschen Volke in freier Entscheidung beschlossen worden ist.

## ◆ドイツ関係年表

- 1945 5.8. ドイツ無条件降伏／6.5. 4カ国最高司令官「ドイツに関する宣言」署名／ベルリンに連合  
国ドイツ管理理事会設置／7.1. 米軍、ザクセン・チューリンゲンから撤退／7.3. 米英仏軍、ベルリ  
ンへ進駐／7.17. ポツダム会談（～8.2.）／10. 西側3国占領地帯で州選挙実施／11.20. ニュルンベ  
ルク国際軍事法廷（46.10.1.判決）
- 1946 4.21.-22. ソ連占領地帯で共産党・社会民主党が合同してドイツ社会主義統一党(SED)を結成／  
10.20. ベルリン市議会選挙
- 1947 3. 4 国外相モスクワ会議（～4.）／〔6. マーシャル・プラン提案〕／6.5. ミュンヘンで諸州首  
相会議／11. 4 国外相ロンドン会議（～12.）
- 1948 2. 米英仏ベネルクス（計6国）ロンドン会議（～3.）、西側占領地域をマーシャル・プランの  
対象とすることを決定／4. ソ連軍、ベルリン封鎖を通告／6. 西側3地帯における通貨改革／ソ連占領  
地域における通貨改革／ベルリンで市議会選挙実施、ロイター（SPD）が市長になる／6.24. ベルリン  
陸・海路封鎖完了、西側ベルリンへの空輸／7. 西側3国政府は憲法制定議会の召集を促す（「フランク  
フルト文書」）／9.6. 共産主義者のデモによりベルリン市議会機能停止／12.2. ソ連軍政府、エーベル  
ト（SED）をベルリン市長にする／ベルリン市行政が東西に分裂
- 1949 4.8. 仏占領地帯、米英統合地帯と統合（ザール地方を除く）／5. 西ドイツ憲法制定会議、「基  
本法」を可決、3国軍政府の認可により発効／5.12. ベルリン封鎖終了／東ドイツ、人民評議会選出、  
民主共和国憲法草案を可決／8.14. 西ドイツ連邦衆議院選挙／9.12. ホイス、ドイツ連邦共和国大統領  
に選出される（西ドイツ国家発足）／9.15. アデナウアー（CDU/CSU）首相に選出（～63.10.15）／  
10.7. 東ドイツで民主共和国憲法発効、グローテヴォール（SED）臨時政府首相に就任（東ドイツ国家  
発足）／12.13. 西ドイツ、欧州復興計画に参加
- 1950 2.15. 東ドイツ、「国民戦線プログラム」を公布／7.3. アデナウアー首相、警察力増強要請／東  
ドイツ・ポーランド間にゲルリッツ協定／SED 第3回大会でウルプリヒトを中央委員長に選出／9.29.  
東ドイツ、「コメコン」加入／10.15. 東ドイツ、国民戦線統一リストに基づく人民議会選挙
- 1951 4.18. 西ドイツ・仏・伊・ベネルクス3国、欧州石炭鉄鋼共同条約調印／7.9. 西側3国、対独  
戦争状態の終結を宣言／11.1. 東ドイツ、第1次経済5カ年計画
- 1952 5.26. 西ドイツ、ボンで西側3国との一般条約に調印／5.27. 欧州防衛共同体（EDC）条約をパ  
リで締結
- 1953 6. 東ベルリンで民衆蜂起、各都市に波及したが、ソ連軍戦車の介入により鎮圧／9.6. 西ドイツ  
第2回連邦衆議院選挙 CDU/CSU 圧勝
- 1954 10.19.-23. 「パリ会議」で西ドイツの NATO 加盟を決定
- 1955 1.ソ連政府、対独戦争状態の終了を決定／5.5. 「パリ条約」発効、西ドイツは完全に国家主権を  
回復し、NATO に加盟、再軍備本格化／東ドイツはワルシャワ条約に調印、ワルシャワ条約機構軍に  
参加／アデナウアー訪ソ、西ドイツ・ソ連外交関係樹立（\*「ハルシュタイン原則」も存在）
- 1956 1.18. 東ドイツ、国家人民軍創設法を可決／7.7. 西ドイツ議会、一般兵役義務法を可決／10.27.  
西ドイツ、フランスと「ザール協定」締結（57年よりザール地方はドイツに帰属）

1957 3.27. 欧州 6 カ国が欧州経済共同体（EEC）及び欧州原子力共同体の創設の条約に調印

1958 11.27. ソ連政府によるベルリン非武装自由都市化構想の提示（第 2 次ベルリン危機）／12.31. 西側 3 国、ソ連政府に反論

1959 1.10. ソ連政府、対独平和条約草案を発表（2 つのドイツ）／11. SPD、バートゴードスベルク臨時党大会で「国民政党」基本綱領を制定

1960 東ドイツ、農業の集団化を完了、西ドイツへ逃亡を試みる農民が多くなった／7. アデナウアー・ドゴール会談、西ドイツとフランスとの提携が進む

1961 2. ソ連政府、自由都市化構想によるベルリン問題の解決を重ねて提案／7. 西側 3 国、ソ連の提案に反論／東ドイツから西ベルリンへの逃亡者急増／8.東ドイツ、東西ベルリン間の交通を遮断、「壁」を構築／9.17. 西ドイツ第 4 回総選挙で、CDU/CSU は単独過半数を失う